

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名  | 頁  | 項目  |    |     | タイトル   | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 回答                                                                                                                                  |                                                       |
|----|------|----|-----|----|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1  | 実施方針 | 5  | 第2章 | 5  |     | 本事業の概要 | <p>【タイトル】景観法に則った視点について<br/>                     【意見の概要】本事業における施設設計及び提案の評価において、景観への配慮を単なる「既存の自然環境との調和(受動的な保全)」に留めず、景観法に則った「新たな景観の創出」という能動的な視点を明確に位置づけるとともに、施設における「ビューポイント(視点場)」としての機能整備を要求水準等に盛り込むことを要望いたします。<br/>                     【意見の詳細】本事業を推進する重要な基本方針として、「周辺環境との調和を可能な限り保ち、良好な景観形成に努める」ことが明記されております。この「良好な景観形成」については、景観法第2条第5項の基本理念において「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであること」と規定されています。したがって、本施設の整備にあたっては、建物の外観や色彩を周辺環境に埋没・同化させることにとらわれるべきではありません。方針に掲げられている「環境教育の拠点として住民から信頼される施設」を実現するためにも、多角的な視点から、施設そのものが魅力的な景観資源となるような検討が不可欠であると考えます。例えば、施設内部(見学者ルート等)から上田地域の豊かな自然環境を効果的に見せる眺望空間の創出、プラント設備としてのダイナミズムを感じさせる内部景観(見せ方の工夫)の構築、工場夜景としての夜間照明なども含めて訪れる市民が心地よさを感じられる敷地全体のランドスケープデザインが「良好な景観形成」検討に不可欠な視点にあたります。つきましては、民間事業者からの提案を募るにあたり、日中の外観の調和だけでなく、これら「ビューポイント(視点場)」としての機能や、能動的な景観創出に関する提案を高く評価する旨を、要求水準書や事業者選定基準においてご留意いただきますよう要望いたします。</p> | ご意見として承ります。                                                                                                                         |                                                       |
| 2  | 実施方針 | 6  | 第2章 | 13 |     | 余熱利用計画 | <p>余剰電力を売却する電力事業者は特定の事業者を想定されていますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 入札公告で示します。                                                                                                                          |                                                       |
| 3  | 実施方針 | 6  | 第2章 | 13 |     | 余熱利用計画 | <p>売電収入は貴連合帰属とのことですが、余剰電力売却時の電力事業者との契約や売電の実務を担うのも貴連合という理解でよろしいでしょうか。あるいは事業者を想定されていますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 契約そのものは連合で実施しますが、必要な書類作成等の実務については事業者が担うものとします。                                                                                      |                                                       |
| 4  | 実施方針 | 8  | 第3章 | 2  | (1) | ⑩      | <p>募集及び選定スケジュール(予定)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>落札者の決定時期は「令和9年2月上旬」とありますが、6項の第2章17の事業スケジュールでは同項目が「令和9年1月下旬」となっています。令和9年2月上旬が正でしょうか。また、非価格得点と総合得点の発表は、開札と同日に行われる認識でよろしいでしょうか。</p> | 前段については、令和9年2月上旬が正です。後段については、開札日ではなく審査講評において公表する予定です。 |
| 5  | 実施方針 | 13 | 第3章 | 3  | (2) | イ      | <p>各業務を行う者の要件</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>「平成12年4月1日以降に元請又は共同企業体で契約し、竣工したものに限る。」とありますが、既存工場の建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する工事(リニューアル工事)や基幹改良工事は含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>             | 貴社ご理解のとおりです。                                          |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名  | 頁    | 項目    |    |     |  | タイトル                             | 質問・意見                                                                                                                                                                   | 回答                                                                 |
|----|------|------|-------|----|-----|--|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 6  | 実施方針 | 17   | 第3章   | 5  | (2) |  | 特別目的会社の設立                        | 本施設内に運営事業者の本店所在地を設置する場合、貴連合より使用料として請求されるのであれば、使用料のご明示をお願い致します。                                                                                                          | 無償で貸与する予定です。                                                       |
| 7  | 実施方針 | 添付-2 | 添付資料2 |    |     |  | 添付資料2<br>事業実施区域                  | 都市ガスに関して、場外から敷地内取り合い点までの引き込みは事業者範囲外としてよろしいでしょうか。事業者は敷地内取合い点からと考えますが、取り合い点も合わせてご提示いただけないでしょうか。                                                                           | 前段については、貴社ご理解のとおりです。後段については、敷地の北西を想定しています。                         |
| 8  | 実施方針 | 添付-4 |       |    |     |  | 役割分担概念図                          | 焼却灰・飛灰の計量が事業者の業務範囲外となっていますが、本施設内では灰搬出車両の計量は実施しないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、灰搬出量は灰クレーンによる積み込み計量での参考報告程度と考えてよろしいでしょうか。計量を実施する場合、灰積出車両は、許可車両であり1回計量と考えてよろしいでしょうか。                 | 灰の計量は、灰クレーン(参考値)での計測を想定しています。                                      |
| 9  | 実施方針 | 添付-5 | 4     |    |     |  | リスク分担(案)<br>法令変更リスク              | 「本事業に係る関連法案・規制等」とは、要求水準書設計・建設業務編(案)第1章第13節 その他1 関係法令の遵守、表1-1法令等に記載の事項と考えてよろしいでしょうか。                                                                                     | 貴社ご理解のとおりですが、表に記載がなくても必要な関係法令及び関連する基準、規格等は遵守してください。                |
| 10 | 実施方針 | 添付-5 | 4     | 5  |     |  | リスク分担表(案)<br>法令変更リスク             | 5項に「本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・規制等の変更」とありますが、4項の「本事業に係る関係法令・規制等の変更」も含まれる表現になっており、リスク分担の範囲が重複しています。「本事業に直接関係する関係法令・規制等以外の変更」と読み替えてよろしいでしょうか。                                 | 入札公告で示します。                                                         |
| 11 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料5 |    |     |  | 5 法令変更リスク                        | 「本事業のみならず広く一般に適用される関連法令・規制等」であっても、そのうち本事業にも影響する関連法令・規制等の変更については、No.4が適用されるという理解でよろしいでしょうか。                                                                              | 貴社ご理解のとおりです。また、No10の回答もご参照ください。                                    |
| 12 | 実施方針 | 添付-5 | 10～17 |    |     |  | 第三者賠償リスク、住民対応リスク、事故発生リスク、環境保全リスク | これら4項目に共通する考え方として、公共工事標準請負契約約款第29条にも規定されているとおり、事業者が通常避けることができないものについては事業者はそのリスクを負わず、ただし、事業者が善管注意義務を怠ったことにより生じたものについては事業者の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。                           | 貴社ご理解のとおりです。ただし、詳細については、入札公告で示す建設工事請負契約書(案)及び運営業務委託契約書(案)をご参照ください。 |
| 13 | 実施方針 | 添付-5 | 12    | 13 |     |  | リスク分担表(案)<br>住民対応リスク             | 本事業の実施そのものについての住民等の反対運動や訴訟等による計画遅延・操業停止・コスト増大のリスクが挙げられています。これら事業者の責めに帰さない事由により、運営の開始遅延や稼働停止が生じた場合、維持管理体制を維持するための待機費用や固定費(特別目的会社の維持費や人件費等)の補償は、貴連合によって行われると考えてよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。ただし、詳細については、入札公告で示す建設工事請負契約書(案)及び運営業務委託契約書(案)をご参照ください。 |
| 14 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料5 |    |     |  | リスク分担(案)／<br>20 物価変動リスク          | インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)が事業者の範囲となっていますが、ここでいう一定の範囲とは国交省が定める「公共工事標準請負契約約款」に記載がある、残工事代金額の千分の十五を超えない範囲という認識でよろしいでしょうか。                                             | 入札公告で示します。                                                         |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名  | 頁    | 項目        |    |  |  | タイトル                    | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                     |
|----|------|------|-----------|----|--|--|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 15 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料<br>5 |    |  |  | リスク分担(案)／<br>20 物価変動リスク | 物価改定の基準については、入札公告日もしくは入札日時点としていただけないでしょうか。そうすることで、事業者が過度な物価上昇に備えたリスクフィーを織込むことを避けることができ、入札価格の低減に寄与します(仮に契約日とした場合、事業者側での見積段階から契約までの間の期間における物価上昇リスクを事業費に織込むことになり、入札価格の上昇につながります)。                                                                                                                                                                                                                                                 | 入札公告で示します。                                             |
| 16 | 実施方針 | 添付-5 | 20        | 21 |  |  | リスク分担表(案)<br>物価変動リスク    | インフレやデフレなどの物価変動に係る費用増減リスクは、「一定の範囲内」と「一定の範囲を超えた部分」でリスク分担が分けられています。この「一定の範囲」を定める具体的な指標(各種物価指数等)や数値基準は入札公告時の要求水準書等で示されるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 貴社ご理解のとおりです。                                           |
| 17 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料      | 5  |  |  | リスク分担(案)20、<br>21       | 物価スライドは定められた公的指標、公的指数、物価本等に基づき協議、精算されるのが一般的ですが、近年、それらに基づき算出されるスライド価格と実勢価格の間に著しく乖離が生じています。目下、全産業に渡る人手不足、特に、建設業の所謂、「2024年問題」の影響が顕著でもあり、特注品や労務費の物価高騰に関しては、正確にその高騰額を表す指標等もない場合がございます。そこで「発注者・受注者間における建設業法遵守ガイドライン(第8版)」(令和8年1月・国土交通省不動産・建設経済局建設業課)にも記載がございます「受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料等に裏付けられた情報」等により、貴連合との協議を実施頂けるようお願い申し上げます。 | 日本銀行の指数など、公的な資料を想定しており、ご質問の下請け業者や資材業者等からの見積書は想定していません。 |
| 18 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料      | 5  |  |  | リスク分担(案)                | 20,21物価変動リスクについて、入札公告日を起点にインフレスライド条項が適用されるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 入札公告で示します。                                             |
| 19 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料      | 5  |  |  | リスク分担(案)                | No.20インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)と記載がありますが、(一定の範囲内)について具体的な数値により範囲をご教示お願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 入札公告で示します。                                             |
| 20 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料      | 5  |  |  | リスク分担(案)                | No.22不可抗力リスクにおいて※2で一定額を超える場合、本連合の負担とすると記載がありますが、一定額とは具体的な金額をご教示お願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 入札公告で示します。                                             |
| 21 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料<br>5 |    |  |  | リスク分担(案)／<br>22 不可抗力リスク | ※2において、一定額を超える場合、本連合の負担とする、ありますが、一定の範囲とは国交省が定める「公共工事標準請負契約約款」に記載がある、請負代金額の百分の一を超える額という認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | No20の回答をご参照ください。                                       |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名  | 頁    | 項目   |   |  |  | タイトル                      | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                | 回答                                                                                                        |
|----|------|------|------|---|--|--|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 22 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料 | 5 |  |  | リスク分担(案)30、31、32、33、34、35 | 別途発注の解体撤去工事に起因する建設工事の着工遅延、工事遅延および工事費の増大については、建設事業者でリスクコントロールできるものではないため、対応を協議いただけるあるいは貴連合にてリスクを負担していただけるようお願い申し上げます。                                                                                                                                 | ご意見として承ります。                                                                                               |
| 23 | 実施方針 | 添付-6 | 添付資料 | 5 |  |  | リスク分担(案)／33 工事遅延リスク       | 事業者範囲として、資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるもの(工事遅延に伴う本連合等に発生する追加コストを含む)とありますが、天災や大規模な感染症による工事遅延については、事業者ではコントロールできない不可抗力に該当するという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                               | 天災については貴社ご理解のとおりですが、コロナ等の対策が想定できる事象についてはその限りではありません。なお、詳細については、入札公告で示す建設工事請負契約書(案)及び運営業務委託契約書(案)をご参照ください。 |
| 24 | 実施方針 | 添付-6 | 添付資料 | 5 |  |  | リスク分担(案)／43.運営費増大に関するリスク  | 「設備機器の運転・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク」はすべて事業者の負担となっておりますが、本連合又は第三者に起因する場合(例えば、ごみ搬入量の長期間にわたる計画超過や災害廃棄物処理が施設設計前提を超えて一定期間以上継続される場合等)には、そのリスクは事業者の負担とならないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                   | ご質問の状況では、本リスクだけではなく、不可抗力や供給リスク等も合わせてその都度協議となります。                                                          |
| 25 | 実施方針 | 添付-6 | 添付資料 | 5 |  |  | リスク分担(案)／44.エネルギーに関するリスク  | 本項目後半に記載されている「責任の分界点まで熱供給用配管の破損・更新等に係るリスク」の分担については、本項目前半部分に規定されている、貴連合に帰属する余剰エネルギーの量の変動リスクのように「帰責事由が事業者にある場合」との前提条件が付されておりません。この点、本項目後半部分のリスク分担については、No.40、41の「施設損傷リスク」と同様の責任分担であり、例えば余熱利用施設側からの影響で熱供給用配管が破損した場合等には、そのリスクは事業者の負担とならないとの理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。ただし、詳細については、入札公告で示す建設工事請負契約書(案)及び運営業務委託契約書(案)をご参照ください。                                        |
| 26 | 実施方針 | 添付-5 | 47   |   |  |  | リスク分担表(案) 技術革新に係るリスク      | 新技術採用に係るコストが事業者負担となっておりますが、貴連合指示による新技術採用については貴連合の負担となると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                 | 貴社ご理解のとおりです。                                                                                              |
| 27 | 実施方針 | 添付-6 | 添付資料 | 5 |  |  | リスク分担(案)／47 技術革新に係るリスク    | 貴連合の指示により新技術を採用する場合は、貴連合の分担という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                          | No26の回答をご参照ください。                                                                                          |
| 28 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料 | 5 |  |  | リスク分担(案)                  | 要求水準書 設計・建設業務編(案)P.21で予見できない地中障害物の存在は貴連合と協議と記載がありますが、添付資料5 リスク分担(案)に記載がありません。上記のリスクは貴連合側とさせていただきますでしょうか。                                                                                                                                             | 入札公告で示します。                                                                                                |
| 29 | 実施方針 | 添付-5 | 添付資料 | 5 |  |  | リスク分担(案)                  | 昨今の世界情勢より原油由来の物価変動に関しては、インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増減リスクとは別に貴連合側のリスクとさせていただきますでしょうか。                                                                                                                                                                         | 入札公告で示します。                                                                                                |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                      | 頁 | 項目  |     |   |   | タイトル | 質問・意見                               | 回答                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                               |
|----|--------------------------|---|-----|-----|---|---|------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 30 | 実施方針                     |   |     |     |   |   |      | 本事業において、定量化限度額等を設けられるご予定はありますでしょうか。 | 入札公告で示します。                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
| 31 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ②    | 全体計画                                | 「工場棟、管理棟、計量棟」以外の、ランプウェイや別棟とする建物(井水ポンプ室や洗車棟など)は、公共施設等適正管理推進事業として実施するために算定する延床面積から除外するものと考えてよろしいでしょうか。また、延床面積の算定方法は建築基準法による算定方法と理解してよろしいでしょうか。その場合、工場等特殊な場合において、延床面積算入に関して建築指導課に確認を要する部分が発生した際には、事業者にて建築指導課に確認してもよろしいでしょうか。 | 前段については、基本的には構造物は延床面積に計上されるものと御理解ください。<br>また、延べ床面積の算定方法については、貴社ご理解のとおりです。<br>建築指導課へは、事前確認して頂いて構いませんが、事前確認した時点と申請の時点で、同課の指示が異なったとしても貴社責務となります。 |
| 32 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ②    | 延べ床面積                               | (工場棟、管理棟、計量棟)の延床面積9,200m <sup>2</sup> 未満を満たすよう要求がありますが、ランプウェイ及び車庫棟、洗車場の床面積は含めないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                           | No31の回答をご参照ください。                                                                                                                              |
| 33 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ④    | 全体計画                                | 別途発注される堤防道路の工期をご教示願います。                                                                                                                                                                                                   | まだ決定しておりませんが、本工事と同時期の施工を想定しております。そのため、工事中の堤防道路の活用は困難であると想定してます。                                                                               |
| 34 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ④    | 全体計画                                | 「堤防道路は本連合において別途工事」とありますが、堤防道路と敷地出入口通路との接続位置は提案可能と考えてよろしいでしょうか。また、工事時期については、提案事業者が想定する工程で実施できると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                               | 前段については、貴社ご理解のとおりです。<br>後段についても、貴社ご理解のとおりですが、調整しながら実施するようお願いいたします。                                                                            |
| 35 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ④    | 基本方針                                | ④別途工事である堤防道路の整備スケジュールや工事概要、車両動線制約等のご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                        | No33、No34の回答をご参照ください。                                                                                                                         |
| 36 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑥    | 基本方針                                | ⑥に記載の耐震基準において、各棟の建築設備が甲種となっておりますが、これは強度検討のみの基準としての規定で、ライフラインの二重化等の規制はないものと考えてよいでしょうか。                                                                                                                                     | 貴社ご理解のとおりです。                                                                                                                                  |
| 37 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑥    | 耐震安全性の分類                            | ランプウェイも工場棟と同様に、構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類の理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                       | 貴社ご理解のとおりです。                                                                                                                                  |
| 38 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑥    | 耐震安全性の分類                            | 計量棟は1階建とし、通常は保有水平耐力の検討を行わない規模なので、構造体Ⅲ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類にすることを認めいただけないでしょうか。                                                                                                                                               | 要求水準書(案)のとおりとします。                                                                                                                             |
| 39 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑥    | 耐震安全性の分類                            | 車庫棟、洗車場の耐震基準は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                        | 貴社ご理解のとおりです。                                                                                                                                  |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                      | 頁             | 項目         |                   |             |                | タイトル         | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                 |
|----|--------------------------|---------------|------------|-------------------|-------------|----------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 40 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 2-4           | 第1章        | 2                 |             |                | 設計・建設業務の基本事項 | <p>【タイトル】都市計画的視点・全体方針(ゴールデンルートの形成)について</p> <p>【意見の概要】本施設の配置・外構計画にあたり、単独の処理施設として完結させるのではなく、都市計画的視点から、周辺の重要拠点と連動する『千曲川沿いの新たな結節点(ハブ)』として位置付けることを要望いたします。</p> <p>【意見の詳細】<br/>本敷地は、文化芸術拠点である『サントミュージゼ』と、観光・交流拠点である『道の駅 上田 道と川の駅 おとぎの里』の中間という極めて重要な土地に位置しています。この立地特性を踏まえ、本施設において『環境学習・インフラツーリズム・食育・桜並木のプロムナード』といった機能を充実させること。そして、『サントミュージゼ(文化・芸術)』『新施設(環境・学び・食)』『おとぎの里(観光・地産地消・自然体験)』の3拠点が千曲川沿いに連なることで、上田市の新しい観光・交流のゴールデンルートが形成されるような、市全体の面的な賑わい創出に寄与する総合的なランドスケープデザインを事業者に求めること。点在する重要拠点を線で結び、人々の新しい回遊ルートを生み出す役割を要求水準書に明記し、積極的な提案を促すべきと考えます。</p> | ご意見として承ります。                                                        |
| 41 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 2<br>9<br>131 | 第1章<br>第3章 | 第2節<br>第3節<br>第1節 | 6<br>9<br>3 | 10<br>5<br>(2) | ウ<br>基本方針    | <p>「ランプウェイを設置する場合は、寒冷地であることを考慮し、縦断勾配を7.5%以下とし、縦断勾配が変化する部分には、緩和勾配区間を設けスロープを曲線上にすりつけることとする。」とありますが、ランプウェイには「ランプウェイ等における勾配があるエリア等ではロードヒーティングを導入するものとする」とも記載されています。他方、周辺地域の廃棄物処理施設事例においては、ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)p.452に記載の「縦断勾配10%以下」の制限が一般的と認識しています。ロードヒーティング設置等の対策により安全性を確保できる場合は、縦断勾配を10%以下とすることを敷地有効活用、動線合理化、経済性の観点からお認めいただけないでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                  | 貴社ご提案を認めます。                                                        |
| 42 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 3             | 第1章        | 第2節               | 6           | ア              | ⑧<br>全体計画    | <p>浸水対策は工場棟に適用されるもので、付属棟には適用しないと理解してよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 要求水準書設計・建設業務編のp31に示す安全性の目標が達成されるよう、複合的に対策をお願いします。                  |
| 43 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 3             | 第1章        | 第2節               | 6           | ア              | ⑧<br>全体計画    | <p>「1m以上の盛土による嵩上げを行うこと」とありますが、1m以上は提案可能と理解してよろしいでしょうか。<br/>また、1mの場合の嵩上げ後の地盤レベルをEL表示でご教示願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 前段については、貴社ご理解のとおりです。<br>後段については、EL433.5mです。<br>また、地形測量図を入札公告で示します。 |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                      | 頁 | 項目  |     |   |   |   | タイトル    | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                            | 回答                                                                |
|----|--------------------------|---|-----|-----|---|---|---|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 44 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑧ | 浸水対策    | 「浸水対策として、工場棟部分は1m以上の盛土による嵩上げを行うこと」とありますが嵩上げの基準となる地盤の高さをご教示いただけませんか。                                                                                                                                                              | No43の回答をご参照ください。                                                  |
| 45 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑩ | 全体計画    | 「縦断勾配を7.5%以下」とありますが、7.5%の勾配のランプウェイは非常に長くなり、敷地の周回に難しい箇所が出てきます。他の寒冷地での実績に基づき、屋根及びロードヒーティングを設置することを条件に、縦断勾配を10%まで認めていただけませんか。                                                                                                       | No41の回答をご参照ください。                                                  |
| 46 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑪ | 基本方針    | 「本施設では委託収集車両・許可車両は1回計量、自己搬入車両は2回計量とすること・・・」との記載がありますが、「要求水準書(案)第3章第2節1(2)(14頁)」では、「ごみの計量は、2回計量とすること。」との記載となっております。<br>原則的な考え方として、以下の理解で宜しいでしょうか。<br>・委託収集車両・許可車両: 1回計量<br>・自己搬入車両(直接搬入者): 2回計量<br>・搬出車両: 1回計量                    | 委託収集車両・許可車両及び自己搬入車両については、貴社ご理解のとおりです。焼却灰・飛灰の搬出車両は、No8の回答をご参照ください。 |
| 47 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑪ | 計量種別・回数 | 「委託収集車両・許可車両は1回計量」とありますが、P.44ごみ計量機(5)チでは「搬入車両の計量回数については、2回計量を基本とする」とあります。収集車等の風袋重量を登録可能な設備とも記載されていますので、委託収集車両・許可車両は1回計量を基本とし、2回計量も可能な設備とすれば宜しいでしょうか。                                                                             | No46の回答をご参照ください。                                                  |
| 48 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑪ | 計量種別・回数 | 計量する車両と計量方式は下記の想定でよろしいでしょうか。<br>・委託収集車量(カード): 搬入時は計量機に乗りカードタッチ、搬出時は計量機に乗らずにカードタッチのみ<br>・許可車両(カード): 搬入時は計量機に乗りカードタッチ、搬出時は計量機にのらずにカードタッチのみ<br>・自己搬入車両: 搬入時は計量機に乗り窓口受付、搬出時も計量機に乗り窓口にて利用料支払い<br>・灰搬出車両: 搬入時は計量機に乗らず、搬出時は計量機に乗りカードタッチ | 入札公告で示します。なお、No46の回答もご参照ください。                                     |
| 49 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑪ | 計量種別・回数 | 計量する車両と計量方式について、アンケート時の質問回答No.135に以下の記載がありました。<br>・委託収集車量(カード): 搬入時は計量機に乗りカードタッチ、搬出時は計量機に乗らずにカードタッチのみ<br>退場時にカードタッチする目的をご教示ください。                                                                                                 | No48の回答をご参照ください。                                                  |
| 50 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑫ | 全体計画    | 「1時間当たり最大60台分の待機長」とありますが、提案事業者で差が生じないよう、1台当たりの長さは普通自動車換算と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                           | 委託収集車両及び許可車両は4t収集車、自己搬入車両は普通自動車で計画してください。                         |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                      | 頁 | 項目  |     |   |   |   | タイトル    | 質問・意見                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                    |
|----|--------------------------|---|-----|-----|---|---|---|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                          |   | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑩ |         |                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                       |
| 51 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑭ | 見学ルート   | 見学通路を回せない部分は、モニターを使用して映像表示での見学をお認めいただけませんか。直接見学が必須な室・機能がありましたらご教示いただけませんか。                                                                                                                   | p149表3.4に示す見学対象設備をもとに、モニターの使用範囲については貴社提案によります。                                                                                                                        |
| 52 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑯ | 基本方針    | 本項において”蒸気2.4GJ/hを今後整備予定の余熱利用施設に送る計画とすること。”とのご指定がございます。一方、第1章 第3節 5 ウ「場外余熱利用」においては、”蒸気または高温水などを配管で移送し”とご指定いただいております。蒸気でなく温水での熱供給をご提案してよろしいでしょうか。                                              | 蒸気や高温水などの媒体は貴社提案とし、熱量2.4GJ/hを供給できる計画としてください。                                                                                                                          |
| 53 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑯ | 基本方針    | 場外へ供給する蒸気や温水の温度および圧力条件については、温水プール熱源利用を念頭に、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                              | 貴社提案によります。                                                                                                                                                            |
| 54 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑯ | 全体計画    | 「蒸気2.4GJ/hを今後整備予定の余熱利用施設に送る計画」とありますが、以下5項目をご教示願います。<br>・供給蒸気圧力と温度<br>・復水の戻り温度<br>・熱供給の時間変動の有無及び余熱利用施設の営業ないし非営業日の変動の有無<br>・整備予定場所等の資料もしくは敷地内における配管取合点<br>・収支計算への反映要否(蒸気を送らない場合の収支計算も必要でしょうか。) | 温度等のデータはありません。取合点は北側の敷地境界で貴社提案とします。熱供給の時間は、余熱利用施設の営業日の変動を反映するものとし、また蒸気を送らない場合の計算も必要として計画してください。                                                                       |
| 55 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑯ | 基本方針    | 2.4GJ/hは、日平均ではなくピーク時間帯(昼間)の供給量と考えてよろしいでしょうか。<br>1日の中の変動、1日熱供給量総量、年間休日数と併せ、ご教示いただけませんか。                                                                                                       | 前段については、アクアプラザの営業時間中の平均熱量です。<br>後段については、不明です。                                                                                                                         |
| 56 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 4 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑳ | 全体計画    | 「本施設は、災害時等において、(中略)一時的な避難者の受け入れ」とありますが、避難者の人数及び避難期間(日数)の想定がございましたらご教示願います。                                                                                                                   | p128第3章第1節2特記事項(1)ウに示すとおり、一時的な避難者の受け入れの仕様・規模・量は貴社ご提案によるものとしています。どれだけの面積を確保してほしいという考えではなく、延べ床面積の制限もあることから、P141各施設計画(2)管理棟計画イ諸室計画の仕様を参考とし、貴社の設計において確保可能な面積(人数)を想定しています。 |
| 57 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 4 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑳ | 一時的な避難者 | ①一時的な避難者の受け入れをご計画されていますが、本施設を指定緊急避難場所や指定避難所に指定する計画は現段階では無いと理解して良いでしょうか。<br>②避難者の想定人数をご教示ください。                                                                                                | ①については貴社ご理解のとおりです。<br>②についてはNo56の回答をご参照ください。                                                                                                                          |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                      | 頁 | 項目  |     |   |     |   | タイトル   | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                            | 回答                                                                                            |
|----|--------------------------|---|-----|-----|---|-----|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 58 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 4 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア   | ⑱ | 全体計画   | 「新たに井戸を設置する場合は、既存井戸と同程度の深さから取水する」とありますが、既存井戸の資料及び井水水質データは提示していただけるものと考えてよろしいでしょうか。<br>また、井水の取水量に関して制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                         | 公告時に提示できる資料は提示します。<br>なお、後段については、取水制限はありませんので、協議とします。なお現在、1日当たり400～500m <sup>3</sup> 取水しています。 |
| 59 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 4 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア   | ⑱ | 基本方針   | 工事中は既存井戸からの地下水を使用すると認めるとありますが、井水の取水可能性が分かりましたらご教示願います。                                                                                                                                                                                                           | No58の回答をご参照ください。                                                                              |
| 60 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 4 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア   | ⑱ | 基本方針   | ⑱に「工事中は既設井戸から地下水を使用することを認める」とありますが、既設井戸が工事に支障がある場合は、既設井戸を工事初期のうちに撤去して、新設井戸を設けて工事に利用してもよいでしょうか。                                                                                                                                                                   | 貴社ご提案によります。                                                                                   |
| 61 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 4 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア   | ⑱ | 基本方針   | ⑱において、新設井戸の検討のため、既設井戸の仕様(形状深さ等)の設定のため図面等の資料がありましたら提示願います。                                                                                                                                                                                                        | 公告時に提示できる資料は提示します。                                                                            |
| 62 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (1) | イ | 気象条件   | 気象条件においては、気温は「最高38.8℃最低-14.4℃」と記載されていますが、空調設計条件としては、準拠図書に記載の建築設備設計基準(国土交通省)の設計用屋外屋外条件で本施設最寄りの地点となる長野の設計条件を採用してよろしいでしょうか。                                                                                                                                         | 貴社ご理解のとおりです。                                                                                  |
| 63 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (1) | イ | 気象条件   | 本地域での降雪条件、凍結深度等の条件指示があればご提示願います。                                                                                                                                                                                                                                 | 基準に則って実施してください。                                                                               |
| 64 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (2) |   | 都市計画事項 | 自治体によっては工業専用地域にも独自に日影規制を定めている場合もございますが、当該建設用地においては日影制限について考慮することのないことを確認済みとの理解でよろしいでしょうか。<br>上田市都市建設部建築指導課審査係・指導係HP参照<br><a href="https://www.city.ueda.nagano.jp/uploaded/attachment/1038.pdf">https://www.city.ueda.nagano.jp/uploaded/attachment/1038.pdf</a> | 法令上の制限はありませんが、環境影響評価をふまえて日影規制には留意してください。                                                      |
| 65 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) |   | 雨水     | 降雨強度について、令和8年4月に長野県内の降雨強度式が改定される予定と思料しますが、本施設においては現時点の降雨強度を前提に設計するものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                               | 令和8年4月改定後の基準に従ってください。                                                                         |
| 66 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) |   | 雨水     | 雨水の地下浸透とは、貯留浸透施設による対応も含むと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                           | 「上田市開発事業の規制に関する条例及び上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の取扱要領」を遵守してください。                                       |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                    | 頁 | 項目  |     |   |            | タイトル             | 質問・意見                                                                                                                                     | 回答                                                                                                                      |
|----|------------------------|---|-----|-----|---|------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                        |   | 第1章 | 第2節 | 9 | (5)        |                  |                                                                                                                                           |                                                                                                                         |
| 67 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編) | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (5)        | 燃料               | 液体燃料の要否及び種類については、事業者の提案範囲と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                   | 都市ガスを基本として計画しつつ、貴社提案によります。                                                                                              |
| 68 | 要求水準書<br>設計・建設業務編(案)   | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (5)        | 燃料               | 「都市ガス(中圧管)を基本とする」とありますが、P.57助燃装置では燃料貯留槽や助燃油移送ポンプなどの記載もあります。使用する燃料につきましては設備毎に燃料を変える等事業者提案としてもよろしいでしょうか。                                    | 貴社ご提案によります。                                                                                                             |
| 69 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編) | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (6)<br>(7) | 電話<br>インターネットの接続 | 電話・インターネット回線は、現在使用している光回線を転用することになっていますが、回線数について、現在それぞれ何回線使用しているかご教示願います。                                                                 | それぞれ1回線です。                                                                                                              |
| 70 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編) | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (6)        | 電話               | 「現在使用している光回線電話を本施設で活用」とありますが、これは現状の電話番号を費用を払いながら休止状態で維持し、竣工後に休止を解除して利用できるようにするという理解でよろしいでしょうか。それとも、竣工後に現状と同じ様な光回線電話を引き込めるようにするという主旨でしょうか。 | 引込み方法については、貴社ご提案によります。                                                                                                  |
| 71 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編) | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (7)        | インターネットの接続       | 電話同様に、費用を払ってインターネットのアカウントを保持し続け、竣工後に同じアカウントで接続できるようにするという理解でよろしいでしょうか。                                                                    | 接続方法については、貴社ご提案によります。                                                                                                   |
| 72 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編) | 7 | 第1章 | 第3節 | 1 |            | 処理能力             | 33,175t/年とありますが、運営開始何年目の想定でしょうか。また、操炉計画を立案するために運営期間20.5年間のごみ搬入量予測をご教示願います。<br>また、33,175t/年に災害廃棄物は含まないと考えてよろしいでしょうか。                       | 前段については、稼働1年目(令和13年度)における想定推計量です。なお、ごみ搬入量予測については、公告時に提示できる資料は提示します。<br>後段については、33,175tには災害廃棄物を含みませんが、施設規模には10%相当分を含みます。 |
| 73 | 要求水準書<br>設計・建設業務編(案)   | 7 | 第1章 | 第3節 | 1 |            | 処理能力             | 計画ごみ処理量33,175t/年について、本ごみ搬入に係る月変動係数をご教示ください。                                                                                               | ホームページに掲載の搬入量をご確認ください。                                                                                                  |
| 74 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編) | 8 | 第1章 | 第3節 | 3 | 表1.3       | ごみの搬入出車両         | 15tコンテナフルトレーラの車両諸元を詳細に把握したく、当該車両の車検証コピー等車両諸元の分かる資料をご提示いただけますでしょうか。                                                                        | 次の情報をご参考ください。<br>・車名:トレクス<br>・型式:FFB12402改                                                                              |
| 75 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編) | 8 | 第1章 | 第3節 | 3 | 表1.3       | ごみの搬入出車両         | 処理後資源化物とはどのような積載物か、ご教示願います。                                                                                                               | 金属等の有価物を想定しています。                                                                                                        |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                      | 頁 | 項目  |     |   |      | タイトル     | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                      |
|----|--------------------------|---|-----|-----|---|------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 76 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 8 | 第1章 | 第3節 | 3 | 表1.3 | ごみの搬入出車両 | 自己搬入車両の車種に2tトラック、4tトラックの記載がございますが、車両からの荷下ろしは搬入された方が実施する想定でよろしいでしょうか。その際に重機等の使用はなく、手降ろしの想定でよろしいでしょうか。また、一日あたりのおおよその台数と、ごみ種別(可燃性粗大ごみか、可燃ごみか)についてもご教示願います。                                                                        | 前段については、貴社ご理解のとおりです。また、重機等の使用は想定しておりません。後段については、1日当たり平均約60台で計画してください。なお、ごみ種別はデータがありません。 |
| 77 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 8 | 第1章 | 第3節 | 3 |      | ごみの搬入出車両 | 搬入出各車両について、全長・全幅・全高、ホイールベース、最小回転半径等の寸法をご教示願います。                                                                                                                                                                                | 公告時に提示できる資料は提示します。                                                                      |
| 78 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 8 | 第1章 | 第3節 | 3 |      | 灰出し車両    | 添付資料4に灰出し車両として「コンテナフルトレーラー」の記載がございますが、コンテナを2台連結して運ぶタイプのトレーラーでしょうか。もしそうであれば、長さはコンテナ2台連結時の全長をご教示願います。また、可能であれば車両のメーカーと型番をご教示願います。                                                                                                | No74の回答をご参照ください。                                                                        |
| 79 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 9 | 第1章 | 第3節 | 5 | ウ    | 余熱利用計画   | ”ランプウェイ等における勾配があるエリア棟ではロードヒーティングを導入するものとする”とご指定がございますが、本事業用地は積雪日数が少なく日照条件も良好なことから凍結リスクは限定的と想定され、ロードヒーティング以外の手法(機械的除雪や凍結防止剤散布等)によっても安全性を確保できる可能性があると考えられます。要求水準書における当該記載について事業者提案による代替措置とする整理は可能でしょうか。                          | 要求水準書(案)のとおりとします。                                                                       |
| 80 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 9 | 第1章 | 第3節 | 5 | ウ    | 場外余熱利用   | 供給先施設への移送は熱のみで、送電は無しという認識でよろしいでしょうか。送電も必要な場合は、送電量をご教示願います。                                                                                                                                                                     | 貴社ご理解のとおりです。                                                                            |
| 81 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 9 | 第1章 | 第3節 | 5 | ウ    | 場外余熱利用   | 「事業者の工事範囲は、本敷地境界までとする。」とありますが、今後整備予定の余熱利用設備からの戻り配管の有無・位置等で本敷地境界までの工事内容も変わり、本工事の工事物量を積算することができません。よって、場外余熱利用に対する工事範囲は、蒸気だめ(高圧か低圧かは事業者提案)に予備ノズルと閉止フランジを設置するまでとさせていただけないでしょうか。また、配管取合い位置における必要蒸気圧力と、ドレンが返送される場合は返送量及び温度等をご教示願います。 | 要求水準書(案)のとおりとします。ただし、詳細については実施設計中での都度の協議で決定するものとします。                                    |
| 82 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 9 | 第1章 | 第3節 | 5 | ウ    | 場外余熱利用   | 供給先(場外)への蒸気供給において供給元(場内)と金銭的な清算はないものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                             | 連合と上田市とのやり取りは発生しますが、運営事業者には関係ありません。                                                     |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |      | タイトル        | 質問・意見                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                             |                                                                          |
|----|--------------------------|----|-----|-----|---|------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|    |                          |    | 第1章 | 第3節 | 7 | 表1.6 |             |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                |                                                                          |
| 83 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 10 | 第1章 | 第3節 | 7 | 表1.6 | 飛灰処理物の溶出基準値 | 項目1.4ジオキサンに関して、(注)※の記載がございますが、これは表1.6に下部に記載の「注)2. ※ばいじんに限る。」を指すものとの理解で宜しいでしょうか。                                          | 貴社ご理解のとおりです。                                                                                                                                                   |                                                                          |
| 84 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 15 | 第1章 | 第5節 | 1 | (2)  | 基本設計        | 「契約設計図書で提示した図面から基本設計に際して変更が生じた場合にも、原則として契約金額の増額等の手続きは行わない」とありますが、是非の判断は実施方針の添付-6の28,29項「設計リスク」にある基準に拠るものという認識でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。ただし、詳細については、入札公告で示す建設工事請負契約書(案)及び運営業務委託契約書(案)をご参照ください。                                                                                             |                                                                          |
| 85 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 15 | 第1章 | 第5節 | 1 | (4)  | イ           | 実施に当たって参考とする図書                                                                                                           | 「次の図書(最新版)に準拠して設計すること」とありますが、入札公告時点の最新版により設計するものという理解でよろしいでしょうか。                                                                                               | 貴社ご理解のとおりです。ただし、実施設計中に最新版が更新された場合は、協議によります。                              |
| 86 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 15 | 第1章 | 第5節 | 1 | (4)  | イ           | 実施設計に当たって参考とする図書                                                                                                         | 「(4)実施設計 イ実施設計に当たって参考とする図書」について、各種法規及び図書は契約時の最新版と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                 | No85の回答をご参照ください。                                                         |
| 87 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 15 | 第1章 | 第5節 | 1 | (4)  | イ           | 実施設計に当たって参考とする図書                                                                                                         | 「実施設計は、各種法規及び次の図書(最新版)に準拠して設計すること。」とあり、①敷地求積図の記載があります。敷地求積図をご提示いただけないでしょうか。                                                                                    | 敷地求積図はありませんので削除します。                                                      |
| 88 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 17 | 第1章 | 第5節 | 1 | (5)  | イ<br>⑥⑦     | 土木建築工事関係                                                                                                                 | ⑥土木工事設計図、⑦外構工事設計図において「各種仮設計画図、施工計画図」の記載がありますが、仮設計画図および施工計画図は工事関係図書として設計図ではなく、「2 建設工事 (3)施工承諾申請図書」に記載の「エ 施工計画書」および「キ 施工要領書」に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。                | 貴社ご理解のとおりです。詳細については、実施設計時に協議し決定するものとします。                                 |
| 89 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 18 | 第1章 | 第2節 | 1 | (10) |             | 内訳書の作成                                                                                                                   | 「令和9年度内に循環型社会形成推進交付金の対象工事の出来高検査を行うこと」とありますが、一方で、P21 才 残存工作物に「解体撤去工事については(中略)早くとも令和9年10月頃の現場着手」とあります。令和9年度に循環型社会形成推進交付金対象工事が行われない場合は、出来高検査も行わないものと考えてよろしいでしょうか。 | 貴社提案の工程によります。                                                            |
| 90 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 19 | 第1章 | 第5節 | 2 | (1)  | オ           | 設計図書                                                                                                                     | 長野県、「県土整備部共通仕様書」と記載がありますが、「建設部土木工事共通仕様書」と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                         | 貴社ご理解のとおりです。                                                             |
| 91 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 19 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2)  | イ           | 現場管理                                                                                                                     | 「①現場代理人は工事を管理すること。」とありますが、特定建設工事共同企業体(分担施工方式)の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事着手時(準備工事を含む)からとしてもよろしいでしょうか。                                                           | 現場代理人は工事現場に常駐し、運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者のため、その行使に支障のないように配置してください。 |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     | タイトル       | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                |
|----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 92 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 19 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | イ③ 現場管理    | 「建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、各工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置すること。」とありますが、プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間で交代は認められると理解してよろしいでしょうか。なお、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められております。 | 貴社ご理解のとおりです。契約の形態に応じ、関係法令を遵守してください。               |
| 93 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 19 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | イ③ 現場管理    | 「建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、各工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置すること。」とありますが、特定建設工事共同企業体(分担施工方式)の場合、プラント工事の監理技術者の常駐は、プラント工事着手時(準備工事を含む)からとしてよろしいでしょうか。                                                                                                         | 貴社ご理解のとおりです。                                      |
| 94 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 19 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | ウ 復旧       | 「工事用車両の通行等により近隣(中略)建設事業者の負担で速やかに復旧等の処置を行うこと。」とありますが、事前調査に関しては貴連合様の指導の下、実施するものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                    | 貴社ご理解のとおりです。                                      |
| 95 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 19 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | オ 設計変更     | 建設工事中又は完了した部分であっても、「実施設計の変更」が生じた場合は、建設事業者の責任において変更しなければならない、と記載がありますが、貴連合のご要望による変更の場合は、この限りではないと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                 | 貴社ご理解のとおりです。                                      |
| 96 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 19 | 第1章 | 第2節 | 2 | (2) | カ 工事着手について | 「本業務は令和10年3月末までに工事着手を行うこと」とありますが、期限が定められている理由をご教示願います。                                                                                                                                                                                         | 循環型社会形成推進交付金制度を活用するためです。                          |
| 97 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 19 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | カ 工事着手     | 2025年10月に受領した質問回答では、「着工」の定義は現在確認中になりますので、実施方針公表時には内容を提示する予定とありましたが、工事着工の定義についてご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                  | 県と協議中です。                                          |
| 98 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 19 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | カ 工事着手     | 「工事着手について 本業務は令和10年3月末までに工事着手を行うこと。」と記載がございますが、この工事着手は建築確認申請に関係する建物や開発行為に係る造成だけでなく、例えば、樹木の撤去等の作業開始でお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                             | No97の回答をご参照ください。なお、樹木の撤去は作業着手として認めません。            |
| 99 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 20 | 第1章 | 第2節 | 2 | (2) | キ その他      | 「建設事業者が設計図書の実行を定め守らぬために生じた事故は、たとえ検査終了後であったとしても建設事業者の負担において処理すること。」とありますが、事故とは、どのようなものを想定されているかご教示願います。時期としては、建設期間中のものでしょうか。運営期間にも及ぶもののでしょうか。                                                                                                   | 具体的な事故の内容については想定していません。また時期については建設期間中、運営期間中を指します。 |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     |   | タイトル       | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                     | 回答                                                |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|---|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|     |                          |    | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ア |            |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                   |
| 100 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 20 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ア | ガス管の工事について | ガス管の取合位置について、工事計画や関係官庁との調整等を鑑み、本施設敷地内としていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                      | No7の回答をご参照ください。                                   |
| 101 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 20 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ア | 負担金        | 本施設に関する電気、ガス管、上水、電話等の取合点から本施設までの接続工事に関する費用、並びに系統連系等に関する一切の費用(工事負担金●億円含む。)については、建設事業者の負担とします。とありますが、工事負担金●億円は入札公告時に具体的な金額が提示されるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                             | 貴社ご理解のとおりです。                                      |
| 102 | 要求水準書案(設計・建設業務編)         | 20 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ア | 工事負担金      | 工事負担金は、入札公告時点で貴連合より想定される金額が示されるものと理解してよろしいでしょうか。また、設計・施工時に負担金が増減した場合はご精算頂けるものと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                              | 前段については、NO101の回答をご参照ください。後段については、貴社ご理解のとおりです。     |
| 103 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 20 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ア | 負担金        | 「本施設に関する電気、ガス管、上水、電話等の取合点から本施設までの接続工事に関する費用、並びに系統連系等に関する一切の費用(工事負担金●億円含む。)については建設事業者の負担とします。」とありますが、都市ガス管に関する取合い点から敷地境界までの工事負担金については、提案する事業者間の公平性を保つために、貴連合のご負担としていただくか、負担金額をご提示いただけないでしょうか。また、接続検討の回答及び負担金は入札公告時に公開いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 都市ガスに関しての工事負担金は、連合で負担します。また、接続検討に関しては貴社ご理解のとおりです。 |
| 104 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ウ | 工事記録写真     | 「それぞれの写真撮影の箇所、枚数、整理等については、本連合の指示に従うこと。」とありますが、具体的な指示内容はございますでしょうか。「協議による」に変更は可能でしょうか。                                                                                                                                                     | 実施設計時に協議し決定するものとします。                              |
| 105 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物      | 既存建築物(清浄園)は、別途本連合で発注する解体撤去工事でGL-1.5mまでの上屋部分を撤去するが、それ以深の残存工作物は、本工事で原則全撤去すること。とありますが添付資料6(既存施設参考図面)のとおり、地盤改良、杭はないものと理解しますがよろしいでしょうか。地下構造物の詳細な図面をご提示願います。                                                                                    | 入札公告で示します。                                        |
| 106 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物      | 「既設地下工作物の取扱いに関するガイドライン2020年2月」に該当する場合には存置できるものとする。」とありますが、提案書提出前の「存置(残置)が認められる判定基準」の判断は、主に廃棄物処理法に抵触しない「有用物」であるかどうかの判断になるかと推察します。実施時の詳細調査確定後、汚染等が発覚し、「残置不可となった場合」は協議対象と理解してよろしいでしょうか。                                                      | 要求水準書(案)に示すとおりとします。                               |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     |   | タイトル   | 質問・意見                                                                                                                                                                              | 回答                                                                     |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|     |                          |    | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ |        |                                                                                                                                                                                    |                                                                        |
| 107 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物  | 「樹木の一部(半分程度)及び敷地内への浸入防止、雨水排水対策などを目的に一部の工作物を存置」とありますが、具体的な範囲や樹木の本数、工作物の数量をご教示願います。                                                                                                  | 現案として、「添付資料1 工作物残置想定図」を提示します。                                          |
| 108 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物  | 既存建築物(清浄園)はGL-1.5mまで別途工事で解体するとありますが、残置された地下ピット内部の状態等、敷地が事業者へ引き渡される時の状態についてご教示願います。<br>また、解体工事の着手は令和9年10月頃とあり、P19では建設の工事着手について令和10年3月までに着手とあります。令和10年3月までに上記の状態になっていると考えてよろしいでしょうか。 | 地下ピットは、良質土や砕石で埋め戻す計画としています。また、解体工事着手は令和9年10月頃を想定していますが、詳細工程や調整は協議とします。 |
| 109 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 既存施設撤去 | 解体撤去工事は令和10年3月末に完了予定でしょうか。異なる場合は具体的な日程をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                             | No108の回答をご参照ください。                                                      |
| 110 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 既存施設撤去 | 既存清浄園はGL-1.5mまで別途工事で撤去とありますが、し尿処理残存物の汚泥等は洗浄済みで事業者へ引き渡される理解でよろしいでしょうか。<br>既存地下工作物の取り扱いに関するガイドラインでは有害物が含まれていないこととありますが残存工作物に汚泥等の有害物は付着していない前提としてよろしいでしょうか。                           | 前段、後段ともに貴社ご理解のとおりです。                                                   |
| 111 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 既存施設撤去 | 既存清浄園はGL-1.5mまで別途工事で撤去とありますが、埋め戻し済みで土建工事に引き渡される理解でよろしいでしょうか。<br>もし、埋め戻し済みで引き渡しされる場合、どのような材料で埋め戻すかご教示いただけないでしょうか。                                                                   | No108の回答をご参照ください。                                                      |
| 112 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 既存施設撤去 | 入札公告時に存置する既存地下構造体のコンクリート健全性を確認し、その評価資料を添付していただけないでしょうか。                                                                                                                            | 今後連合において評価することはありません。                                                  |
| 113 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 既存施設撤去 | 残存工作物は、本工事で原則全撤去することとありますが、アスベスト含有分析調査は済みであり、データは公表されるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                             | 地下構造物にはアスベストは含有していないと判断しております。                                         |
| 114 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 既存施設撤去 | 樹木の一部(半分程度)及び敷地内への浸入防止、雨水排水対策などを目的に一部の工作物を存置するため、本工事で全撤去することと記載がありますが、撤去する範囲(樹木や敷地周辺の擁壁等)、どの工作物を存置するかご教示いただけないでしょうか。                                                               | No107の回答をご参照ください。                                                      |
| 115 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 既存施設撤去 | 2025年10月 要求水準書(設計・建設業務編)(素案)の添付資料4 既存施設構造物残置範囲と同様に敷地北西側の清浄園一部躯体は残置してもよろしいでしょうか。                                                                                                    | 要求水準書(案)のとおりとします。                                                      |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     |   | タイトル     | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                       |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|---|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 116 | 要求水準書<br>設計・建設業務変<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物    | 別途発注の解体撤去工事については「早くても令和9年10月頃の現場着手となる」とありますが、建設工事においても令和10年3月までの工事着手が求められている以上、複数事業の工事が錯綜することが想定されます。事業者間における工程等の調整は貴連合が主体となって行われると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                               | 貴社ご理解のとおりです。                                             |
| 117 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 既存施設図面   | 既存竣工図(意匠・構造・設備・外構)、CADデータ及び計算書を開示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                  | 公告時に提示できる資料は提示します。                                       |
| 118 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 埋設物      | 車庫や倉庫が点在しており埋設物があると予想されますが、ご提示いただいた資料以外に埋設物はないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                 | 解体工事において撤去する予定であることから、本工事時には無いと想定しますが、着工前に埋設物の調査をお願いします。 |
| 119 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | カ | 地中障害物    | 「予見できない地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により本連合と協議し適切に処分すること。」とありますが、『その内容』には、「撤去・処分に要する費用及び負担者」「工程遅れの影響とその影響による費用及び負担者」も含むと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                  | 貴社ご理解のとおりです。                                             |
| 120 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | キ | 建設発生土の処分 | 「本工事に伴って残土が発生する場合は、原則場内使用とする。土の移動に関しては土壌汚染対策法を遵守して実施すること。」とありますが、予見できない土壌汚染の存在が確認された場合の処置については、「処分に要する費用及び負担者」「工程遅れの影響とその影響による費用及び負担者」について貴連合と協議した上で実施するものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                       | 貴社ご理解のとおりです。                                             |
| 121 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | キ | 建設発生土の処分 | 「本工事に伴って残土が発生する場合は、原則場内使用とする。土の移動に関しては土壌汚染対策法を遵守して実施すること。」とあります。土壌汚染対策法を遵守して必要な届出を行います。本敷地には土壌汚染は無い前提とし、調査命令も発出されない前提で考えてよろしいでしょうか。事業者では土地の汚染有無や調査要否も判断できないため、万一、調査命令の発出および対策工事が必要となった場合は工程および費用についてはご協議いただけないでしょうか。また届けに必要な地歴調査を実施済みであれば、地歴調査結果をご提供頂けないでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。なお、公告時に提示できる資料は提示します。                        |
| 122 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (4) | ク |          | 掘削土は場外搬出する場合には、重金属類等の汚染状況を把握するとありますが、事業者にて土壌汚染対策法の溶出、含有試験を実施するのではなく、調査結果を受領できるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                  | 土壌汚染調査結果は提示しますが、掘削土搬出時等は、事業者で法令等に基づき調査し、安全性を確保してください。    |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     |    | タイトル         | 質問・意見                                                                                                                                                                                    | 回答                                      |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|     |                          |    | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ケ  |              |                                                                                                                                                                                          |                                         |
| 123 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ケ  | 仮設工事         | 「建設事業者は、本工事の施工監理のために本連合から委託を受けた施工監理者が5名程度収容可能な仮設事務所を設置すること。」とありますが、施工監理者とは、建築基準法第5条の6第4項における工事監理者を貴連合にて別途委託されると考えてよろしいでしょうか。                                                             | 貴社ご理解のとおりです。                            |
| 124 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ケ③ | 仮設工事         | 「建設事業者は、本工事の施工監理のために本連合から委託を受けた施工監理者が5名程度収容可能な仮設事務所を設置すること。」とありますが、ここで示す「施工監理者」とは、建築士法第2条第8項に規定する工事監理をする者のことで、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認する」ことを担うとの理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。                            |
| 125 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 22 | 第1節 | 第5節 | 2 | (5) | ケ  | 仮設事務所の備品     | ③仮設事務所の給排水衛生設備で厨房設備とありますが、水道(給湯無しコンロ無し)程度でよろしいでしょうか。                                                                                                                                     | 貴社においてご判断下さい。                           |
| 126 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 22 | 第1節 | 第5節 | 2 | (5) | ケ  | 仮設事務所の備品     | ③仮設事務所の給排水衛生設備で室内便所とありますが、現場作業員用便所と共用をお認めいただけませんか。                                                                                                                                       | 要求水準書(案)のとおりとします。                       |
| 127 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 22 | 第1節 | 第5節 | 2 | (5) | ケ  | 仮設事務所の大きさ    | 5名程度収容可能な仮設事務所とありますが、デスク5名及び必要設備が納まる程度の大きさとしてよろしいでしょうか。                                                                                                                                  | 貴社ご理解のとおりです。                            |
| 128 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | サ  | 測量及び地質調査     | 測量及び地質調査とは、起工測量もしくは工事中に行った測量や地質調査と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                          | 貴社ご理解のとおりです。                            |
| 129 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | シ  | 電波障害調査       | 電波障害影響調査については、貴連合の指導の下実施するものと考えてよろしいでしょうか。また、テレビ電波障害防除対策工事は、入札時には費用の確定が困難ため、貴連合所掌としていただけますでしょうか。もしくは、事業者所掌に含む場合は、費用は対策内容確定後に別途協議とさせていただきますでしょうか。                                         | 前段、後段とも、貴社ご理解のとおりです。                    |
| 130 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 23 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | セ⑦ | 施工方法及び建設公害対策 | 「⑦工事車両が通行する道路等に対する養生を十分に行うこと」とありますが、現時点で貴連合が想定している範囲、養生方法等がございましたらご教示願います。また事前調査に関しては貴連合の指導の下、実施するものと考えてよろしいでしょうか。                                                                       | 前段については、貴社ご提案によります。後段については、貴社ご理解のとおりです。 |
| 131 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 23 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ソ  | 週休二日         | 週休2日(土曜日及び日曜日)の対象工事とありますが、一定期間に集中して施工をする場合月単位では達成が困難なため、月単位ではなく通期での週休2日達成の指定をお認め頂けないでしょうか。                                                                                               | 原則、要求水準書(案)のとおりとします。                    |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |      |   |     | タイトル   | 質問・意見                     | 回答                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                        |
|-----|--------------------------|----|-----|------|---|-----|--------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|     |                          |    | 第1章 | 第8節  | 2 | (2) |        |                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                        |
| 132 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 29 | 第1章 | 第8節  | 2 | (2) | 表 1.12 | 4 焼却灰                     | 焼却灰の熱灼減量について、平成29年4月30日に発行された「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」での熱灼減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しやく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」又は「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加わっています。<br>焼却灰の熱灼減量は、湿灰での採取・分析では水和物の影響を受けるため、上記の計画・設計要領にもとづき、乾灰での採取・分析での対応と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。<br>なお、詳細については、実施設計時に協議することとします。                      |
| 133 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 29 | 第1章 | 第8節  | 2 | (2) | 表 1.12 | 5 飛灰処理物                   | 飛灰処理物に対する試験項目がダイオキシン類しかありませんが、一方で、p.10 表1.6 飛灰処理物の溶出基準値には他の項目も記載があります。他の項目の溶出試験についても、試験項目への明記をお願いします。                                                                                                                                                       | p29表1.12は引渡し性能試験の試験項目であり、p10表1.6は運営期間中の基準値としています。                      |
| 134 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 31 | 第1章 | 第8節  | 2 | (2) | 表 1.12 | 16 蒸気タービン発電機              | 使用前安全管理審査の合格をもって性能試験に代えることができるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                              | 貴社ご提案によります。                                                            |
| 135 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 31 | 第1章 | 第8節  | 2 | (2) | 表 1.12 | 性能保証事項                    | 蒸気タービン発電機の性能確認方法としては、使用前自主検査の合格をもって確認を行うという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                    | No134の回答をご参照ください。                                                      |
| 136 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 31 | 第1章 | 第8節  | 2 | (2) | 表 1.12 | エネルギー回収施設の引渡性能試験方法/22 VOC | 表1.12の22においてVOCの測定があり、測定場所が各諸室となっています。対象となる諸室をご指定いただけないでしょうか。また、P.134において、VOCを含有しない材料の使用を指示されております。このご指定の通りVOCを含有する材料を使用しない室については、VOCの測定は不要かと思料いたしますが、いかがでしょうか。                                                                                             | 前段の対象諸室については、実施設計時に協議し決定することとします。<br>後段については、長野県のVOCの排出抑制制度に基づくものとします。 |
| 137 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 35 | 第1章 | 第13節 | 1 | (1) |        | 関係法令                      | 本計画地は、令和7年5月より「宅地造成等工事規制区域」に指定されていますが、本業務における工事は、許可を要しない工事(国又は地方公共団体が管理地、廃棄物処理施設)という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                           | 貴社ご理解のとおりですが、発生土を工事現場以外の土地で残土処分等を行う場合は規制対象となることに留意願います。                |
| 138 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 38 | 第1章 | 第13節 | 2 |     |        | 許認可申請                     | 「工事内容により関係官庁等(中略)その手続を建設事業者の経費負担により速やかに行い、本連合に報告すること。」とありますが、貴連合要望による変更が生じた場合は、貴連合の負担と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                         | 要望の程度にもよるため、都度協議とします。                                                  |
| 139 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 38 | 第1章 | 第13節 | 7 |     |        | 住民説明                      | 住民説明会は現場に負担がかかるため、貴連合は概ね何回程度の開催を想定しているかご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                      | 住民対応は最優先事項であり、連合からの要請があった場合、丁寧な対応をお願いします。                              |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     | タイトル | 質問・意見                       | 回答                                                                                                                                                      |                      |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
|     |                          |    | 第2章 | 第1節 | 1 | (1) |      |                             |                                                                                                                                                         | イ                    |
| 140 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 39 | 第2章 | 第1節 | 1 | (1) | イ    | 歩廊・階段・通路幅                   | 主要部の通路幅1,200mm以上(有効)は、配置設計に与える影響が大きく、建設費用の増大につながることから、1,000mm以上(有効)をお認めいただけないでしょうか。                                                                     | 要求水準書(案)のとおりとします。    |
| 141 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 39 | 第2章 | 第1節 | 1 | (1) | ウ    | 歩廊・階段・点検床等<br>歩廊・階段・点検床及び通路 | 階段傾斜角について、「主要通路は45度以下」と記載されていますが、(3)特記事項オでは「主要階段の傾斜面は、原則として水平に対して40度以下」となっています。どちらが優先となりますでしょうか。                                                        | 「主要通路は45度以下」が正となります。 |
| 142 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 39 | 第2章 | 第1節 | 1 | (3) | ウ    | 特記事項                        | 「主要通路は、原則として行き止まりを設けてはならない。(2方向避難の確保)」とありますが、10m以内に階段がある場合は行き止まりとなってもよろしいでしょうか。                                                                         | 貴社ご提案によります。          |
| 143 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 39 | 第2章 | 第1節 | 1 | (3) | オ    | 歩廊・階段・通路幅                   | 「主要階段の傾斜面は、原則として水平に対して40度以下」と記載ありますが、「第2章第1節(1)ウ階段傾斜角」にご記載いただいているように主要階段の傾斜角は45度以下をお認めいただけないでしょうか。                                                      | No141の回答をご参照ください。    |
| 144 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 39 | 第2章 | 第1節 | 1 | (3) | オ    | 特記事項                        | 「主要階段の傾斜面は、原則として水平に対して40度以下」とありますが、(1)ウ階段傾斜角には、「主要通路は45度以下」とあります。(1)ウに記載があるものを正とし、45度以下と考えてよろしいでしょうか。                                                   | No141の回答をご参照ください。    |
| 145 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 39 | 第2章 | 第1節 | 1 | (3) | カ    | 歩廊・階段・点検歩廊等<br>特記事項         | 「手摺りの支柱間隔は1,100mm(有効)とすること。」とありますが、記載寸法以下の支柱間隔で配置すれば問題無いとの解釈でよろしいでしょうか。                                                                                 | 貴社ご提案によります。          |
| 146 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 39 | 第2章 | 第1節 | 1 | (3) | カ    | 特記事項                        | 手摺りの支柱間隔について、提案事業者にて実績が多数ある1,500mmとしてもよろしいでしょうか。また、メーカー標準品に付属している歩廊・階段・手摺り等は対象外と考えてよろしいでしょうか。                                                           | 要求水準書(案)のとおりとします。    |
| 147 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 39 | 第2章 | 第1節 | 1 | (3) | コ    | 特記事項                        | 「定期整備等に火格子等の重量物を置く場所については、積載荷重300kg/m <sup>2</sup> としたとき、(たわみ÷支間距離)を1/500以下とする」とありますが、重量物を置く場所に必要なメンテナンス荷重を見込むことで、積載荷重及び(たわみ÷支間距離)の条件は不要としていただけないでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。    |
| 148 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 |     |      | 防熱、保温                       | 「ろ過式集じん器、風道、煙道、配管等の外装材は、カラー鉄板又はステンレス鋼板とする。」とありますが、屋内についてはカラー鉄板を標準と考えてよろしいでしょうか。                                                                         | 貴社ご提案によります。          |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |      | タイトル    | 質問・意見                                                                                                                                                         | 回答                             |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 149 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 |      | 防熱、保温   | 「保温材について、ポイラの外装材は、キーストプレートとし、ろ過式集じん器、風道、煙道、配管等の外装材は、カラー鉄板又はステンレス鋼板とすることを基本とし、目的に適合するものとする。」とありますが、目的適合を前提とし、事業者提案を可能とさせて頂けないでしょうか。                            | 貴社ご提案によります。                    |
| 150 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 |      | 防熱、保温   | 排ガス系の断熱材のうち、一部をケイ酸カルシウムにしても問題ないでしょうか。                                                                                                                         | 要求水準書(案)のとおりとします。              |
| 151 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 |      | 防熱、保温   | 配管の保温材については、アルミガラスクロスの使用も可としていただけないでしょうか。                                                                                                                     | 貴社ご提案によります。                    |
| 152 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 41 | 第2章 | 第1節 | 5 | (6)  | 機器構成    | 「主要な振動発生源には、発生する振動を吸収するために防振措置を行う」とありますが、「主要な振動発生源については、独立とした基礎とし」の指定に従う場合は、更なる防振措置の要否については事業者提案とさせて頂いていただけませんか。                                              | 要求水準書(案)のとおりとします。              |
| 153 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 41 | 第2章 | 第1節 | 5 | (11) | 機器構成    | 「コンベヤ類は、飛散防止のため密閉型とすること」とありますが、加湿した主灰は飛散することが無いので(メンテナンス性を確保及びは主灰排出状況確認する)ために上部開放を認めて頂けないでしょうか。                                                               | 要求水準書(案)のとおりとします。              |
| 154 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 42 | 第2章 | 第1節 | 9 |      | 地震対策    | 建築設備における重要機器とは「避難・消火等の防災機能を担う設備機器」と考えておりますがよろしいでしょうか。                                                                                                         | 貴社提案によりますので、実施設計において協議して決定します。 |
| 155 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 42 | 第2章 | 第1節 | 9 |      | 地震対策    | 「重要機器(プラント電気・計装制御設備及び建築設備含む)及び重要水槽の耐震クラスは「建築設備耐震設計・施工指針」によるSクラスとする。なお、重要機器及び重要水槽の対象は、本連合と協議のうえ、決定すること。」とありますが、Sクラスは標準的な地震力の約2倍と影響が大きいため、入札公告時には対象機器をご提示願います。  | 貴社提案によりますので、実施設計において協議して決定します。 |
| 156 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 43 | 第2章 | 第1節 | 9 | (7)  | 地震対策    | 「(7)電気盤の基礎ボルトの強度については、「建築設備耐震・施工指針」によるSクラスとする」とありますが、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説(令和3年版)」を参考とし、重量1kN以下の軽量の機器の固定は、製造者の指定する方法によるものとする(官庁施設の耐震基準P.47)という理解でよろしいでしょうか。 | 貴社提案によりますので、実施設計において協議して決定します。 |
| 157 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 43 | 第2章 | 第2節 | 1 | (1)  | ごみ計量機形式 | 4点支持と明記されておりますが、4点以上の支持点数でもよろしいでしょうか。                                                                                                                         | 貴社ご提案を認めます。                    |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     | タイトル | 質問・意見            | 回答                                                                                                                                                                                              |                                                 |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 158 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 45 | 第2章 | 第2節 | 2 | (3) | イ    | プラットホーム高さ        | プラットホーム高さとして[7]m(梁下有効高さ[6.5]m)以上の記載がありますが、対象範囲はごみ投棄のために車両がダンプアップする範囲に対する指定であり、それ以外の範囲(車路、通路、機器設置部等)はそれぞれの用途に必要な高さを確保するという理解でよろしいでしょうか。なおダンプアップ範囲については、災害廃棄物等の大型車両も余裕を持ってダンプアップ可能な高さを取るように配慮します。 | 貴社ご理解のとおりです。                                    |
| 159 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 45 | 第2章 | 第2節 | 2 | (5) | ウ    | 特記事項             | 「進入、退出は一方通行で、見通しをよく」とありますが、一方で、P46 3(5)オに「出入口の吹き抜け防止を図ること」とあります。敷地の形状や特徴を配慮し安全を考慮したうえで、部分的に対面通行も提案可とさせていただきますでしょうか。                                                                             | 進入、退出は一方通行とします。                                 |
| 160 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 45 | 第2章 | 第2節 | 2 | (5) | ケ    | 洗車場              | プラットホーム内には収集車等を洗車するためのスペースを確保し、高圧洗浄装置を設置すること。ただし、別途洗車場を設ける場合はこの限りではない。と記載がありますが、洗車場をプラットフォーム内に設けた場合、別途独立した洗車場を設けなくてもよろしいでしょうか。                                                                  | 要求水準書(案)のとおりとします。                               |
| 161 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 45 | 第2章 | 第2節 | 2 | (5) | ケ    | 特記事項             | P147 ウ 洗車場に、「タイヤ回りの洗車程度」とあることから、タイヤ回りの洗車に特化した高圧洗浄装置を提案可能と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                          | タイヤ回りの洗車程度というのは、高圧洗浄装置の洗浄スペースの目安として提示しています。     |
| 162 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 46 | 第2章 | 第2節 | 4 |     |      | ごみ展開検査装置(移動式)    | ごみ展開検査装置を利用する車両の種類と車両書源(幅、長さ、高さ、最小回転半径等)をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                                        | 車両の種類については、最大4t収集車を想定しています。車両の概要は添付資料4をご参照ください。 |
| 163 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 47 | 第2章 | 第2節 | 5 |     |      | ごみ投入扉及びダンプボックス   | ダンプボックスを利用する車両について、一般的な乗用車および軽トラックを想定していますが、それ以外にございますでしょうか。その場合、種類と車両書源(幅、長さ、高さ、最小回転半径等)をご提示いただけないでしょうか。                                                                                       | 追加の車両がある場合には、入札公告で示します。                         |
| 164 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 47 | 第2章 | 第2節 | 5 | (3) | ア    | ごみ投入扉開閉時間        | 投入扉への衝撃や耐久性を考慮し、気密性が高く、開閉動作が円滑で迅速であることを前提に、開閉時間については事業者提案とさせていただきますでしょうか。                                                                                                                       | 要求水準書(案)のとおりとします。                               |
| 165 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 47 | 第2章 | 第2節 | 5 | (3) | オ    | ごみ投入扉及びダンプボックス材質 | 材質についてSUS304又は同等品以上と記載がありますが、ごみと接する部分が対象と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                          | ごみに接触する可能性のある部位は、軸も含めてSUS製としてください。              |
| 166 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 47 | 第2章 | 第2節 | 5 | (3) | オ    | 材質               | 「SUS304又は同等品以上」とありますが、水掛かり部(下部1.5m)のみSUSとし、その上部はSUS以外の材質の提案が可能と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                    | No165の回答をご参照ください。                               |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁     | 項目  |     |   |     |     | タイトル             | 質問・意見                                                                                                                         | 回答                  |
|-----|--------------------------|-------|-----|-----|---|-----|-----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|     |                          |       | 第2章 | 第2節 | 5 | (3) | オ   |                  |                                                                                                                               |                     |
| 167 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 47    | 第2章 | 第2節 | 5 | (3) | オ   | ごみ投入扉材質          | 類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績を踏まえ、ごみ投入扉の材質を事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。                                                        | No165の回答をご参照ください。   |
| 168 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 47    | 第2章 | 第2節 | 5 | (3) | オ   | ダンピングボックス材質      | 類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績を踏まえ、ダンピングボックスの材質を事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。                                                    | 要求水準書(案)のとおりとします。   |
| 169 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 48    | 第2章 | 第2節 | 5 | (5) | オ   | ごみ投入扉及びダンピングボックス | 車両検知装置について、複数種類の装置を設けることで誤検知の可能性が上がる恐れがあることから、事業者実績のある1種類の車両検知装置を2重化で設置するシステム構成にすることも可として頂けないでしょうか。                           | 貴社ご提案によります。         |
| 170 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 48    | 第2章 | 第2節 | 6 | (1) |     | 形式               | 「水密性の高い鉄筋コンクリート造」と記載がありますが、仕上表では水密鉄筋コンクリートと記載があります。水密性の高い鉄筋コンクリート造と解釈してよろしいでしょうか。                                             | 水密性鉄筋コンクリートとしてください。 |
| 171 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 49    | 第2章 | 第2節 | 6 | (5) | シ   | 特記事項             | 「ごみピット側壁(長手方向に片面に2箇所、短手方向に1箇所の合計2箇所)」とありますが、合計は3箇所と考えてよろしいでしょうか。                                                              | 貴社ご理解のとおりです。        |
| 172 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 49    | 第2章 | 第2節 | 6 | (5) | シ   | ごみピット(二段式)       | 「ごみピット側壁(長手方向の片面に2箇所、短手方向に1箇所の合計2箇所)」と記載ありますが、貯留側ピット、受入側ピットのそれぞれに対して、長手方向の片面に2か所、短手方向に1か所で、長手と短手の合計3か所との理解でよろしいでしょうか。         | No171の回答をご参照ください。   |
| 173 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 50    | 第2章 | 第2節 | 7 | (5) | ス   | ごみクレーン操作室窓清掃     | ごみクレーン操作室の窓清掃について、自動窓ガラス清掃装置ではなく、清掃用歩廊を設置して手動清掃とすることをお認めいただけないでしょうか。                                                          | 貴社ご提案を認めます。         |
| 174 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 50    | 第2章 | 第2節 | 7 | (5) | セ   | ごみピット見学者窓清掃      | ごみピット見学者窓用の窓清掃について、自動窓ガラス清掃装置ではなく、清掃用歩廊を設置して手動清掃とすることをお認めいただけないでしょうか。                                                         | No173の回答をご参照ください。   |
| 175 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 50、51 | 第2章 | 第2節 | 7 | ス   | ス、セ | ごみクレーン特記事項       | 延床面積制限遵守および事業費・機器メンテナンス負荷低減の観点から、ごみクレーン操作室、見学者窓用の自動窓ガラス洗浄装置の設置を省略し、代わりに作業安全性を確保する前提でメンテナンスデッキを設け、手動清掃する方式のご提案をお認めいただけないでしょうか。 | No173の回答をご参照ください。   |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                        | 頁  | 項目  |     |    |     |   | タイトル                     | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                | 回答                                      |
|-----|----------------------------|----|-----|-----|----|-----|---|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|     |                            |    | 第2章 | 第2節 | 7  | (5) | ソ |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |
| 176 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 51 | 第2章 | 第2節 | 7  | (5) | ソ | ごみクレーン<br>特記事項           | 「ごみピット内へ転落した者を救出可能な荷揚げ装置(籠など)を設けること」という記載について、実績に基づき、プラットホーム(投入扉)から梯子を入れて救出する方法のご提案は可能でしょうか。                                                                                                                                                                         | 要求水準書(案)のとおりとします。                       |
| 177 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 51 | 第2章 | 第2節 | 7  | (5) | テ | ごみクレーン<br>電源回生機能         | 電力回生機能に伴いコンバータを追加する必要がありますが、電力回生による省エネ効果に比べ、コンバータが万が一故障した場合のごみクレーンの不稼働リスクが高いと考えられますので、電源回生機能のご要求を削除いただけないでしょうか。                                                                                                                                                      | 要求水準書(案)のとおりとします。                       |
| 178 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 52 | 第2章 | 第2節 | 10 | (3) | イ | 可燃性粗大ごみ切<br>断機           | 処理物対象寸法幅[1.2]mm×長さ[3.0]mm×高さ[1.0]mmは、単位メートルの誤記との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                        | 貴社ご理解のとおりです。修正します。                      |
| 179 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 52 | 第2章 | 第2節 | 10 | (5) | オ | 可燃性粗大ごみ切<br>断機           | 「本設備の仕様については、添付資料5 可燃性粗大ごみ破砕機参考図面を参考とすること。」と記載ございますが、お示しいただいた図面の内容で特に着目すべき点がございましたらご教示願います。                                                                                                                                                                          | 特にありません。                                |
| 180 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 54 | 第2章 | 第3節 | 2  | (3) | イ | 給じん装置能力                  | 5,250t/h以上とありますが、これは2基分の能力で、1基分としては燃焼装置(ストーカ)の能力と同じ2,625t/h以上と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                           | 貴社ご理解のとおりです。                            |
| 181 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務<br>編) | 52 | 第2章 | 第2節 | 10 | (3) | ウ | 能力                       | 以下の3点についてご教示願います。<br>①切断機の能力として「5.0t/h以上」が指定されていますが、こちらの前提となった可燃性粗大ごみのかさ比重をご教示願います。<br>②可燃性粗大ごみの年間搬入量及びごみ種類(かさ比重も含む)をご教示願います。<br>③添付資料5 可燃性粗大ごみ破砕機参考図面を拝見すると、3.0t/h程度の処理能力と見受けられます。参考図面に示されている切断式破砕機を選択した場合に、運営時において破砕機の稼働時間を延ばすことによって、1日当たりの処理量をこなすこととしてもよろしいでしょうか。 | ①②についてはデータがありません。<br>③については5t/5hに修正します。 |
| 182 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 52 | 第2章 | 第2節 | 10 | (3) | ウ | 可燃粗大ごみ切断<br>機<br>主要項目/能力 | 焼却炉の処理能力との比率を考えると、可燃粗大ごみ切断機の指定能力「5.0t/h以上」は大きいようにお見受けしました。単位の誤記でしょうか。                                                                                                                                                                                                | No181の回答をご参照ください。                       |
| 183 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 53 | 第2章 | 第3節 | 1  | (5) | シ | ごみ投入ホッパ<br>シュート          | 実績に基づき、ホッパステージの床防水仕上げと勾配設置については、ごみのサンプリングやバケットの洗浄を行う箇所および居室上部に限定するご提案は可能でしょうか。                                                                                                                                                                                       | 要求水準書(案)のとおりとします。                       |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     | タイトル | 質問・意見              | 回答                                                                                                                                                                                                    |                                                                                      |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 184 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 54 | 第2章 | 第3節 | 2 | (3) | イ    | 能力                 | 5.250t/h以上は2基合計の数値であり、1基あたりは2.625t/h(63t/日÷24hrs)が正という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | No180の回答をご参照ください。                                                                    |
| 185 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 55 | 第2章 | 第3節 | 4 | (2) |      | 炉駆動用油圧装置数量         | 油圧装置を共通系1ユニットとし、ポンプ2基(うち1基予備機)、油圧タンク1基とすることをお認めいただけないでしょうか。<br>またはトラブルリスクの無い油圧タンクを共通系1ユニットとし、ポンプは3基(1号系1基、2号系1基、共通予備機1基)または2基/炉×2炉=4台設置することをお認めいただけないでしょうか。                                           | 要求水準書(案)のとおりとします。                                                                    |
| 186 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 55 | 第2章 | 第3節 | 4 | (2) |      | 数量                 | 2ユニットとありますが、1ユニットに油圧タンク1基と油圧ポンプ3基(常用2基+予備1基)とする提案は可能でしょうか。                                                                                                                                            | 要求水準書(案)のとおりとします。                                                                    |
| 187 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 57 | 第2章 | 第3節 | 5 | (2) | オ③   | 落じんホツパシュート<br>特記事項 | 「落じんやタールによる発火を検出し、警報及び消火が可能な装置を設置」とありますが、②に記載の乾燥帯の落じんホツパを対象とするのが有効と考えます。実績を踏まえ、乾燥帯以外の落じんホツパは設置対象外としてよろしいでしょうか。                                                                                        | 貴社提案によります。                                                                           |
| 188 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 57 | 第2章 | 第3節 | 6 | (1) | ア    | 燃料貯留槽形式            | 長期間の使用実績を踏まえ、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク(SF二重殻タンク)の採用も可としていただけないでしょうか。                                                                                                                                          | 地下埋設式であることを条件に貴社ご提案を認めます。                                                            |
| 189 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 58 | 第2章 | 第3節 | 6 | (1) | オ④   | 燃料貯留槽              | 「貯留タンクの容量は、全炉停止状態(コールド状態)から2炉分立ち上げるために必要な容量以上とする」とあります。一方、第1章第2節9(5)燃料の欄では「都市ガス(中圧管)を基本とする」と記載があります。<br>燃料貯留槽に見込む必要のある容量は、全炉停止状態から2炉分立ち上げるまでに使用する「液体燃料の容量(非常用電源設備用含む)」と捉えてよろしいでしょうか。                  | 貴社ご理解のとおりです。                                                                         |
| 190 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 58 | 第2章 | 第3節 | 6 | (1) | オ④   | 特記事項               | 「全炉停止状態(コールド状態)から2炉分立ち上げるために必要な容量以上」とありますが、これは助燃バーナ・再燃バーナを液体燃料仕様とする場合であり、都市ガス仕様とする場合には適用されないと考えてよろしいでしょうか。また、非常用電源設備のみに液体燃料を使用する場合は、本設備を電気設備とし、必要な容量は要求水準書P109～110の「第2章第11節9非常用発電機」に基づくと考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、貴社ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。<br>後段については、非常用発電機に必要な容量は「第2章第11節9非常用発電機」に基づくものとします。 |
| 191 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 58 | 第2章 | 第3節 | 6 | (2) | ア    | 助燃油移送ポンプ形式         | 形式としてギヤポンプを指定されていますが、長期間の使用実績を踏まえ、渦流式ポンプなど他の型式のポンプ採用を可としていただけないでしょうか。                                                                                                                                 | 貴社ご提案を認めます。                                                                          |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     |    | タイトル                  | 質問・意見                                                                                                                                                                       | 回答                                             |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
|     |                          |    | 第2章 | 第4節 | 1 | (1) | ウ⑧ |                       |                                                                                                                                                                             |                                                |
| 192 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 59 | 第2章 | 第4節 | 1 | (1) | ウ⑧ | ボイラ<br>主要項目<br>材質／過熱器 | ボイラ本体の材質については、腐食環境、使用期間、経済性を考慮した上で、記載外の材質も含めて部位に応じ使い分ける(腐食が顕著でない部位はそれに適した材質を選定する)事業者提案をお認めいただけないでしょうか。                                                                      | 要求水準書(案)のとおりとします。                              |
| 193 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 59 | 第2章 | 第4節 | 1 | (1) | ウ⑧ | 材質                    | 管寄せは「STBまたは同等品以上」とありますが、STPTの使用は可能でしょうか。<br>過熱器は「SUS310または同等品以上」とありますが、STBの使用は可能でしょうか。                                                                                      | 貴社提案によります。                                     |
| 194 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 59 | 第3章 | 第4節 | 1 | (1) | ウ  | ボイラ主要項目               | ⑧過熱器材質は、これまでの実績を踏まえ事業者提案をお認め頂けないでしょうか。                                                                                                                                      | 要求水準書(案)のとおりとします。                              |
| 195 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 60 | 第2章 | 第4節 | 1 | (1) | オ⑨ | 特記事項                  | 「本施設では、発電効率のみで18.0%以上を満たすこと。」とありますが、売電電力量に関する逆潮流制限があり、かつ、プラント排水が無放流の条件で蒸気タービンを設計せざるを得ず、蒸気タービンの設計点設定が常にシビアです。そこで、「エネルギー回収率18.0%以上」を満たすこととし、発電効率は18.0%未満となることも認めていただけないでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。                              |
| 196 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 60 | 第2章 | 第4節 | 1 | (1) | オ⑭ | 特記事項                  | 「圧力計はITVにより中央制御室において常時監視できること。」とありますが、伝送器付圧力計とすることにより指針の目視よりも監視が容易となるため、圧力計を監視するITVは不要と考えてよろしいでしょうか。                                                                        | 要求水準書(案)のとおりとします。                              |
| 197 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 66 | 第2章 | 第4節 | 8 | (1) | オ② | 特記事項                  | 「減圧弁及び安全弁を設けること。」とありますが、上流の主蒸気管に安全弁を設ける場合は、高圧蒸気のための安全弁は不要としてもよろしいでしょうか。                                                                                                     | 装置本体に設けるのではなく、用途や法規に基づき、適切な位置に必要なものを取り付けてください。 |
| 198 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 66 | 第2章 | 第4節 | 8 | (1) | オ② | 高圧蒸気だめ<br>特記事項        | 減圧弁および安全弁を設けることについては、高圧蒸気だめ本体に直接設置するのではなく、用途や法規に基づき、適切な位置に取りつけるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                             | 貴社ご理解のとおりです。                                   |
| 199 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 67 | 第2章 | 第4節 | 8 | (2) | オ② | 低圧蒸気だめ<br>特記事項        | 減圧弁を設けることについては、低圧蒸気だめ本体に設置するのではなく、用途や法規に基づき、適切な位置に取りつけるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                     | 貴社ご理解のとおりです。                                   |
| 200 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 67 | 第2章 | 第3節 | 9 | (5) | ウ  | 特記事項                  | 「タービン排気又は全量タービンバイパス時に全量復水できる容量」とありますが、元の蒸気量はボイラからの発生蒸気量(2炉分)でしょうか。それとも、脱気器に使用する蒸気等プラント運転の維持に必要な蒸気量を控除した、純粋に蒸気タービンないし蒸気復水器に送気する蒸気量でしょうか。                                     | ボイラからの発生蒸気量(2炉分)の容量とします。                       |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |    |     |    | タイトル                             | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                             | 回答                                          |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|----|-----|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
|     |                          |    | 第2章 | 第3節 | 11 | (5) | ア  |                                  |                                                                                                                                                                                                                                   |                                             |
| 201 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 67 | 第2章 | 第3節 | 11 | (5) | ア  | 特記事項                             | ボイラ1基分を満水保管できる所要時間(要求水準書案では24時間以内)及びボイラ全基分の最大蒸発量時の補給水量に対する余裕率(要求水準書案では10%以上)については、いずれも提案事業者の運営実績に基づいた提案値にさせていただけないでしょうか。                                                                                                          | 要求水準書(案)のとおりとします。                           |
| 202 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 68 | 第2章 | 第4節 | 11 | (4) |    | 純水装置<br>付属品                      | 付属品として「イオン交換塔、イオン再生装置」の記載がありますが、これらを必要としないRO膜式をご提案させていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                 | 貴社ご提案を認めます。                                 |
| 203 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 68 | 第2章 | 第4節 | 10 | (3) | ア  | 復水タンク                            | 蒸気復水系統は密閉式で溶存酸素が無いのでタンク材質にSS材をお認め頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                                       | 要求水準書(案)のとおりとします。                           |
| 204 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 69 | 第2章 | 第3節 | 14 | (2) | イ  | 数量                               | 「2基(うち1基を常設予備とする)」とありますが、水中ポンプとする場合は倉庫予備としてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                            | 貴社ご提案を認めます。                                 |
| 205 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 73 | 第2章 | 第5節 | 3  | (3) | カ③ | 薬剤供給装置                           | 薬剤供給ブロワ及び薬剤輸送管については、提案事業者の実績に基づき、ダイオキシン類及び水銀除去設備と共用してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                  | 貴社ご提案を認めます。                                 |
| 206 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 74 | 第2章 | 第5節 | 4  | (1) | オ④ | NOx 除去設備 無<br>触媒脱硝設備(必要<br>に応じて) | 「安全弁、放出管等からの放出ガスは、除害装置を設置し放出ガス及び漏れたガスの拡散を防ぐこと」の記載について、アンモニアを想定したものと拝察します。使用薬剤が尿素水の場合は、除害装置無しが一般的かと存じますが、そのように考えてよろしいでしょうか。                                                                                                        | 使用薬剤に応じて安全対策を講じることとしてください。                  |
| 207 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 74 | 第2章 | 第5節 | 4  | (1) | オ⑧ | 無触媒脱硝設備(必<br>要に応じて<br>特記事項)      | 尿素水を採用する場合、ステンレス以外でも問題無く長期運転している実績を有するタンク・配管材質があれば、ご提案をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                                                            | 貴社ご提案を認めます。                                 |
| 208 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 75 | 第2章 | 第5節 | 5  | (5) | オ  | ダイオキシン類及び<br>水銀除去装置<br>特記事項      | 「薬剤輸送管については、閉塞しないように材質、構造に配慮し、配管途中での分岐、連結はしないこと。」とありますが、薬品を含んだ配管が対象と捉えてよろしいでしょうか。具体的には、予備ブロワからの空気配管(薬品を含まない)の連結は問題無いと考えてよろしいでしょうか。また薬剤含む配管もしくはホースにおいて、フランジやカップリング接続部に段差が生じない構造であれば、配管定尺の都合により連結(分岐や合流ではなく、2本の管の直結)を許容いただけないでしょうか。 | 前段については、貴社ご理解のとおりです。<br>後段については、貴社ご提案によります。 |
| 209 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 75 | 第2章 | 第5節 | 5  | (5) | カ  | ダイオキシン類及び<br>水銀除去設備<br>特記事項      | 薬剤供給装置は交互運転とする旨のご記載は、輸送空気用ブロワに対する文言と捉えてよろしいでしょうか。また実績に基づき、ブロワは消石灰用との共用をご提案してよろしいでしょうか。                                                                                                                                            | 前段及び後段については貴社ご提案を認めます。                      |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     |    | タイトル                         | 質問・意見                                                                              | 回答                                               |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|----|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|     |                          |    | 第2章 | 第6節 | 1 | (8) | イ  |                              |                                                                                    |                                                  |
| 210 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 80 | 第2章 | 第6節 | 1 | (8) | イ  | 真空ポンプ 数量                     | エジェクタ方式を採用する場合は、真空ポンプと異なりモータ等の可動部がなく、実績施設において1基で問題なく運用していますので、1基のみ設置をお認め頂けないでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。ただし、詳細については実施設計時に協議し決定するものとします。 |
| 211 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 80 | 第2章 | 第6節 | 1 | (9) | ア  | 蒸気タービン発電設備<br>メンテナンス用荷揚装置    | 類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績を踏まえ、電動式ではなく手動式をお認めいただけませんか。                         | 貴社ご提案を認めます。                                      |
| 212 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 83 | 第2章 | 第7節 | 3 | (5) | イ  | 蒸気式空気予熱器                     | 蒸気式空気予熱器本体に接続するダクトに設置したマンホールから蒸気式空気予熱器内部を点検可能とすることをお認め頂けないでしょうか？                   | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 213 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 83 | 第2章 | 第7節 | 4 | (3) | ア  | 風道<br>主要項目／風速                | 風速12m/s以下とありますが、基準ごみ時の風速と考えてよろしいでしょうか。                                             | 2炉運転、高質ごみ時での規定となります。                             |
| 214 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 83 | 第2章 | 第7節 | 5 | (3) | イ  | 誘引送風機(1基につき)<br>主要項目／風圧      | 「風圧 [ ]kPa(at 20℃)」について、運転時排ガス温度における風圧ではなく20℃における仕様を記載する形でよろしいでしょうか。               | 貴社ご理解のとおりです。                                     |
| 215 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 84 | 第2章 | 第7節 | 5 | (3) | エ③ | 誘引送風機(1基につき)<br>主要項目／風量調整方式  | 風量調整方式 ダンパ方式及び回転数制御方式について、制御ダンパは必須となりますでしょうか。実績に基づき、回転数制御のみのご提案もお認めいただけますでしょうか。    | 貴社実績によるものとします。                                   |
| 216 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 84 | 第2章 | 第7節 | 5 | (3) | オ  | 誘引通風機<br>主要項目／材質             | インペラーは強度的に高張力鋼にする必要があり、シャフトについても同様にS-C材にする必要があります。耐硫酸露点腐食鋼はケーシングに適用と捉えてよろしいでしょうか。  | 貴社ご提案を認めます。耐硫酸露点腐食鋼はケーシング材質を示しています。              |
| 217 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 84 | 第2章 | 第7節 | 5 | (3) | オ  | 誘引送風機<br>材質                  | 耐硫酸露点腐食鋼ではなく、SS材もしくは高張力鋼+実績のある耐熱錆止め塗装の採用をお認め頂けないでしょうか。                             | No216の回答をご参照ください。                                |
| 218 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 84 | 第2章 | 第7節 | 5 | (5) | エ  | 誘引送風機<br>特記事項                | 「軸受が水冷の場合は軸受温度装置を設置すること」という記載について、温度発信機ではなく温度スイッチでよろしいでしょうか。                       | 貴社ご理解のとおりです。                                     |
| 219 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 84 | 第2章 | 第7節 | 6 | (3) | イ  | 排ガス循環用送風機(必要に応じて)<br>主要項目／風圧 | 「風圧 [ ]kPa(at 20℃)」について、運転時排ガス温度における風圧ではなく20℃における仕様を記載する形でよろしいでしょうか。               | No214の回答をご参照ください。                                |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |   |     |   | タイトル                     | 質問・意見                                                                                                                                                                    | 回答                   |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|---|-----|---|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
|     |                          |    | 第2章 | 第7節 | 6 | (3) | キ |                          |                                                                                                                                                                          |                      |
| 220 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 84 | 第2章 | 第7節 | 6 | (3) | キ | 排ガス循環用送風機(必要に応じて)主要項目/材質 | インペラーは強度的に高張力鋼にする必要があり、シャフトについても同様にS-C材にする必要があります。耐硫酸露点腐食鋼はケーシングに適用と捉えてよろしいでしょうか。                                                                                        | No216の回答をご参照ください。    |
| 221 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 84 | 第2章 | 第7節 | 6 | (3) | キ | 排ガス循環用送風機材質              | 耐硫酸露点腐食鋼ではなく、SS材もしくは高張力鋼+実績のある耐熱錆止め塗装の採用をお認め頂けないでしょうか。                                                                                                                   | No216の回答をご参照ください。    |
| 222 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 85 | 第2章 | 第7節 | 7 | (3) | ア | 煙道<br>主要項目/風速            | 風速15m/s以下とありますが、基準ごみ時の風速と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | 2炉運転、高質ごみ時での規定となります。 |
| 223 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 85 | 第2章 | 第7節 | 7 | (3) | イ | 材質                       | エコノマイザ前後とも「厚さ6mm以上」とありますが、提案事業者の実績により過剰と思われる箇所については厚さを提案させていただけないでしょうか。                                                                                                  | 要求水準書(案)のとおりとします。    |
| 224 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 85 | 第2章 | 第7節 | 7 | (3) | イ | 材質                       | エコノマイザ以降の煙道材質に耐硫酸露点腐食鋼とありますが、「エコノマイザ以降」とはエコノマイザ出口以降という解釈でよろしいでしょうか。                                                                                                      | 貴社ご理解のとおりです。         |
| 225 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 85 | 第2章 | 第7節 | 7 | (3) | イ | 煙道厚さ                     | 類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績を踏まえ、煙道厚さを4mm以上とすることをお認めいただけないでしょうか。                                                                                                       | 要求水準書(案)のとおりとします。    |
| 226 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 85 | 第2章 | 第7節 | 7 | (5) | オ | 煙道<br>特記事項               | 「継目の溶接は、内側全周溶接とすること。ただし、内部からの溶接施工ができない部分についてはこの限りでない。」と記載がありますが、口径が小さく内部からの溶接施工スペース確保が困難な場合も、外側全周溶接にてご提案してよろしいでしょうか。弊社の類似施設における実績より、内面溶接無しでも品質は担保できており、腐食等の問題も発生しておりません。 | 貴社ご提案を認めます。          |
| 227 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 86 | 第2章 | 第7節 | 8 | (5) | エ | 煙突<br>特記事項               | 内筒内の排ガス流速は 15m/s 以下とありますが、基準ごみ時の風速と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                         | 2炉運転、高質ごみ時での規定となります。 |
| 228 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 86 | 第2章 | 第7節 | 8 | (5) | キ | 煙突<br>特記事項               | 「頂部ノズルの腐食を考慮し交換が容易な構造とすること」と記載がありますが、フランジ式を想定されていますでしょうか。腐食リスク低減のため、溶接構造をご提案させていただけないでしょうか。                                                                              | 貴社ご提案を認めます。          |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                        | 頁  | 項目  |     |    |     |   | タイトル                | 質問・意見                                                                                                                                             | 回答                                         |
|-----|----------------------------|----|-----|-----|----|-----|---|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|     |                            |    | 第2章 | 第8節 | 8  | (5) | ケ |                     |                                                                                                                                                   |                                            |
| 229 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 86 | 第2章 | 第7節 | 8  | (5) | ケ | 煙突<br>特記事項          | 「内筒継ぎ目の溶接部は、内側を全周溶接とすること。」と記載がありますが、口径が小さく内部からの溶接施工スペース確保が困難な場合、煙道と同様に外側全周溶接にてご提案してよろしいでしょうか。弊社の類似施設における実績より、内面溶接無しでも品質は担保できており、腐食等の問題も発生しておりません。 | No226の回答をご参照ください。                          |
| 230 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 86 | 第2章 | 第8節 |    |     |   | 灰出し設備               | 主灰搬送コンベヤなど2系列とある機器について、機器点数の削減による延床面積や県背うコストの削減を考慮し、2炉共通1系列もお認めいただけないでしょうか。                                                                       | 要求水準書(案)のとおりとします。                          |
| 231 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 87 | 第2章 | 第8節 | 3  | (2) |   | 主灰搬送コンベヤ<br>数量      | 2系列とありますが、各炉1系列×2炉＝2系列と捉えてよろしいでしょうか。                                                                                                              | 貴社ご理解のとおりです。                               |
| 232 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務<br>編) | 88 | 第2章 | 第8節 | 4  | (5) | 力 | 主灰ピット               | 「主灰ピット側壁(長手方向に片面に2箇所、短手方向に1箇所の合計2箇所)」と記載がありますが、合計は3箇所と考えてよろしいでしょうか。                                                                               | 貴社ご理解のとおりです。                               |
| 233 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 89 | 第2章 | 第8節 | 6  | (2) |   | ボイラ灰搬送コンベヤ<br>数量    | 2系列とありますが、各炉1系列×2炉＝2系列と捉えてよろしいでしょうか。                                                                                                              | 貴社ご理解のとおりです。                               |
| 234 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 90 | 第2章 | 第8節 | 7  | (2) |   | 飛灰搬送コンベヤ<br>数量      | 2系列とありますが、各炉1系列×2炉＝2系列と捉えてよろしいでしょうか。                                                                                                              | No233の回答をご参照ください。                          |
| 235 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 92 | 第2章 | 第8節 | 12 | (5) | ア | 飛灰処理物搬送コンベヤ         | 「加湿ができる構造とすること。」とありますが、前段の混練機にて飛灰は加湿されているかと存じます。更に加湿する必要があるのでしょうか。                                                                                | 最終処分先に搬送する際の注意事項として記載しているため、更なる加湿は必要ありません。 |
| 236 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 92 | 第2章 | 第8節 | 12 | (5) | ア | 飛灰処理物搬送コンベヤ<br>特記事項 | 上流の混練機で飛灰を十分加湿できる設計とする前提で、飛灰処理物搬送コンベヤでの加湿は省略させていただけないでしょうか。                                                                                       | No235の回答をご参照ください。                          |
| 237 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 93 | 第2章 | 第8節 | 13 | (3) | ア | 飛灰処理物貯留設備           | パンカ方式、ピット&クレーン方式いずれの場合においても、飛灰貯留槽と合わせて基準ごみ7日分以上という認識でよろしいでしょうか。                                                                                   | パンカ方式のみとします。                               |
| 238 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 93 | 第2章 | 第8節 | 13 | (5) | 力 | 飛灰処理物貯留設備<br>特記事項   | 「パンカ方式を採用する場合、容量の7日分以上は、飛灰貯留槽の容量と合わせることも可能である」とありますが、ピット&クレーン方式でも同様に考えてよろしいでしょうか。                                                                 | No237の回答をご参照ください。                          |
| 239 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務<br>編) | 96 | 第2章 | 第9節 | 5  | (3) | 力 | 材質                  | 機器冷却水冷却塔の下部に水槽を設ける場合、材質は機器冷却水冷却塔と同様に提案可能と考えてよろしいでしょうか。                                                                                            | 貴社ご理解のとおりです。                               |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                        | 頁                   | 項目  |      |   |             |   | タイトル                    | 質問・意見                                                                                               | 回答                |
|-----|----------------------------|---------------------|-----|------|---|-------------|---|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 240 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 97                  | 第2章 | 第10節 | 1 | (3)         | イ | ごみ汚水ろ過器<br>数量           | 事業費低減のため、予備機の設置は事業者提案としていただけない<br>でしょうか。弊社の類似施設において、清掃可能な構造とすることで、<br>予備機無しで支障無く運用できている実績が多数ございます。  | 貴社ご提案を認めます。       |
| 241 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 98                  | 第2章 | 第10節 | 1 | (5)         | エ | ろ液噴霧ポンプ<br>附帯品          | 水中ポンプとした場合の付属品が記載されていると思料しますが、昇<br>圧力やメンテナンス利便性を考慮し、地上置きポンプの提案をお認め<br>いただけないでしょうか。                  | 貴社ご提案を認めます。       |
| 242 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 101                 | 第2章 | 第10節 | 3 | (3)         | イ | ポンプ類(参考)                | 交換が容易な注入ポンプを採用することを条件に、各ポンプ数量は「2<br>交互運転」ではなく「1+1(倉庫予備)」をお認め頂けないでしょうか。                              | 貴社ご提案を認めます。       |
| 243 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 102                 | 第2章 | 第11節 |   |             |   | 電気設備                    | 事業用地外の施設への自営線による電力供給は見込まない前提とし<br>てよろしいでしょうか。                                                       | 貴社ご理解のとおりです。      |
| 244 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 102                 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4)         | イ | 電気方式<br>配電電圧/プラント<br>動力 | プラント動力の400Vは440Vとしてもよろしいでしょうか。                                                                      | 貴社ご理解のとおりです。      |
| 245 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 102                 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4)         | ウ | 電気方式<br>配電電圧/建築動<br>力   | 建築動力の200Vは220Vとしてもよろしいでしょうか。                                                                        | 貴社ご理解のとおりです。      |
| 246 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 102                 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4)         | エ | 電気方式<br>配電電圧/照明、<br>計装  | 照明、計装の200/100Vは220V/110Vとしてもよろしいでしょうか。                                                              | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 247 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 102                 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4)         | オ | 電気方式<br>配電電圧/非常用<br>動力  | 非常用動力の400Vは440Vとしてもよろしいでしょうか。                                                                       | 貴社ご理解のとおりです。      |
| 248 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 102                 | 第2章 | 第11節 | 2 | (6)         | ウ | 電気方式<br>特記事項            | 雑用電源(照明等)においては、ヒューズを設けることにより、電源を独<br>立せずに共通化することを可としていただけないでしょうか。                                   | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 249 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務<br>編) | 102~<br>103、<br>108 | 第2章 | 第11節 | 3 | (1)~<br>(2) | ア | 高圧受配電設備等<br>の形式         | 新基準であるJIS C 62271-200について、現段階では準拠できるメーカ<br>が限られるため、旧基準でJEM1425相当と読み替えてもよろしいでしょ<br>うか。               | 貴社ご提案を認めます。       |
| 250 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 103                 | 第2章 | 第11節 | 3 | (2)         | ア | 高圧配電盤                   | 形式(JIS C 62271-200 CW形、JIS C 62271-200 CX形)とありますが、<br>内部の変圧器搬入出を考慮し、高圧変圧器盤はCY形も可としていた<br>だけないでしょうか。 | 貴社ご提案を認めます。       |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |      |    |     |    | タイトル                 | 質問・意見                                                                                                        | 回答                                               |
|-----|--------------------------|-----|-----|------|----|-----|----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|     |                          |     | 第2章 | 第11節 | 3  | (2) | オ  |                      |                                                                                                              |                                                  |
| 251 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 103 | 第2章 | 第11節 | 3  | (2) | オ  | 盤の種類                 | 運用の利便性及び経済性の観点から、プラント動力変圧器高圧盤と保安動力変圧器盤と保安照明変圧器盤を統合した電気システムを提案してもよろしいでしょうか。                                   | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 252 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 103 | 第2章 | 第11節 | 3  | (2) | オ⑥ | 盤の種類                 | 進相コンデンサ用高圧盤について、運用の利便性及び経済性の観点から、高圧進相コンデンサを装備した高圧配電盤を提案してもよろしいでしょうか。                                         | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 253 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 104 | 第2章 | 第11節 | 3  | (3) |    | 高圧変圧器                | 運用の利便性及び経済性の観点から、プラント動力変圧器と保安動力変圧器を統合した電気システムを提案してもよろしいでしょうか。                                                | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 254 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 105 | 第2章 | 第11節 | 3  | (4) | ウ  | 高圧受配電設備<br>高圧進相コンデンサ | 「③(i)2 炉運転時、APFR 設置点の力率制御を $1.0 \geq PF \geq 0.95$ (遅れ)の範囲に保つ。」と記載ありますが、2炉運転かつタービン運転時における力率要求との解釈でよろしいでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 255 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 105 | 第2章 | 第11節 | 3  | (4) | ウ  | 高圧受配電設備<br>高圧進相コンデンサ | 「③(ii)所内最大負荷時においてもAPFR 設置点の力率が0.85 以上となるようにする。」と記載ありますが、タービン停止時かつ2炉運転における力率要求との解釈でよろしいでしょうか。                 | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 256 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 105 | 第2章 | 第11節 | 4  | (1) |    | 電力監視盤                | 電力監視盤と同等の機能を有することを条件に、P.119 5 (2) オペレーターズコンソールへの機能集約・兼用を提案してもよろしいでしょうか。                                      | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 257 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 108 | 第2章 | 第11節 | 8  | (1) | エ  | 特記事項                 | 「事業実施区域内における設備」が何を指すのかご教示願います。また、P153に記載の一般車(電気自動車)用の普通充電器1台が該当すると思われませんが、充電設備の容量及び想定充電量をご教示願います。            | 別棟の場合の計量機などを想定しています。一般車用の普通充電器は、一般的なものを想定してください。 |
| 258 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 | (2) | エ① | 交流無停電電源装置            | 出力電圧 1次側、DC[ ]V、2次側、AC100V、60Hzと記載されておりますが、無停電電源装置の1次側はAC入力でも可としていただけないでしょうか。                                | 貴社ご提案を認めます。                                      |
| 259 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 119 | 第2章 | 第12節 | 3  | (3) | ウ⑮ | 特記事項                 | P119以降「管理施設」との記載がありますが、P118以前に記載の「管理棟」と同じ意味と理解してよろしいでしょうか。                                                   | 貴社ご理解のとおりです。                                     |
| 260 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 119 | 第2章 | 第12節 | 5  | (2) | ア  | オペレーターズコンソール         | PCおよびモニタを設置できるオフィスデスクとしてもよろしいでしょうか。                                                                          | 貴社ご提案を認めます。                                      |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |      |    |     |    | タイトル               | 質問・意見                                                                                                     | 回答                                 |
|-----|--------------------------|-----|-----|------|----|-----|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
|     |                          |     | 第2章 | 第12節 | 5  | (3) | エ④ |                    |                                                                                                           |                                    |
| 261 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 120 | 第2章 | 第12節 | 5  | (3) | エ④ | ごみクレーン制御装置<br>特記事項 | ピット火災報知器温度情報については、ごみクレーン制御装置ではなく放水銃制御盤(ごみクレーン操作室に設置)への表示をお認めいただけないでしょうか。                                  | 要求水準書(案)のとおりとします。                  |
| 262 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 124 | 第2章 | 第13節 | 5  | (5) | ア  | 公害監視用データ<br>表示盤    | 設置場所は屋外とのことですが、来場者の見える場所に設置することを条件に事業者提案で屋内仕様とすることも可としていただけないでしょうか。                                       | 要求水準書(案)のとおりとします。                  |
| 263 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 124 | 第2章 | 第13節 | 6  | (1) |    | 機器搬出設備             | 類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績を踏まえ、電動式ではなく手動式もお認めいただけないでしょうか。                                             | 貴社ご提案によります。                        |
| 264 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 124 | 第2章 | 第13節 | 8  |     |    | エアライン設備            | 空気圧縮機と同様に空気配管についても、エアラインとして使用する空気条件を満たす場合に限り、他の空気配管との共用をお認めいただけないでしょうか。                                   | 要求水準書(案)のとおりとします。                  |
| 265 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 125 | 第2章 | 第13節 | 9  | (5) | エ  | 炉内清掃用集じん<br>装置排気   | 炉内清掃用集じん装置の排気は、屋外排気にしている実績が多数ございます。屋外排気としても敷地境界において臭気指数を遵守することを条件に、フローについては事業者提案とさせていただきます。               | 要求水準書(案)のとおりとします。                  |
| 266 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 126 | 第2章 | 第13節 | 12 | (2) |    | 説明用パンフレット          | ポルトガル語の電子データは、英語と同様に一般用として準備する、という認識でよろしいでしょうか。                                                           | 貴社ご理解のとおりです。                       |
| 267 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 127 | 第2章 | 第13節 | 12 | (4) |    | ごみ焼却施設模型           | 縮小版模型または3Dやバーチャル映像等で施設が分かるものを納品するようご指示ありますが、ハードウエアで製作するのではなく、立体映像(バーチャル映像)での納入も可と言う理解でよろしいでしょうか。          | 貴社ご理解のとおりです。                       |
| 268 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 128 | 第3章 | 第1節  | 2  | (1) | ウ  | 災害対策               | 災害復旧活動及び市民生活を支援する施設とすると記載がありますが、災害時に何名程度の貴連合職員および地域住民の受け入れを想定されていますでしょうか。                                 | No56の回答をご参照ください。                   |
| 269 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 129 | 第3章 | 第1節  | 2  | (3) |    | 見学・学習機能の充実         | 「見学者が安全に見学・学習を楽しめる魅力的な見学ルートの形成をめざし、見学ルートは、バリアフリーに配慮すること。」とありますが、バリアフリーは誘導基準ではなく、整備基準を満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。 | 可能な箇所は誘導基準に配慮し、それ以外は整備基準で計画してください。 |
| 270 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 129 | 第3章 | 第1節  | 3  | (1) | ア③ | 計量棟                | 「セルフで受付できるレーンを設けること。」とありますが、搬入用計量機及びそのレーンの手前にセルフ受付専用の計量ポストを設けることで代用できると考えてよろしいでしょうか。                      | 入札公告で示します。                         |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁       | 項目  |     |   |     |       | タイトル   | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                       |
|-----|--------------------------|---------|-----|-----|---|-----|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|     |                          |         | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | ア③(イ) |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                          |
| 271 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 129     | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | ア③(イ) | 計量棟    | 計量機は入口・出口に1台ずつであることから、窓口受付・支払いのレーンとカード貸与者がセルフで受付できるレーンは同レーンを共用する理解でよろしいでしょうか。(1つのレーンに窓口とカードタッチ機を両方設置)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 入札公告で示します。                               |
| 272 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 129-131 | 第3章 | 3   |   |     |       | 施設配置計画 | 【タイトル】緑地帯・外構計画(桜並木・プロムナード・水辺なし)について<br>【意見の概要】緑地帯を単なる緩衝帯ではなく24時間利用可能な「公開空地」とし、南側は千曲川のビューポイントと八重桜の桜並木、北側は日影を活かしたプロムナードとして整備し、敷地内の人工水辺は設けないことを要望いたします。<br>【意見の詳細】<br>緑地帯の一部または全部を、防犯・安全管理面と景観形成を両立させた上で、24時間自由に利用できる『公開空地』として整備すること。特に以下の2点についてメリハリのある空間形成を求めます。<br>①南側の千曲川沿いは、本物の自然景観を活かしつつ衛生管理の観点から修景池等の人工水辺は設けず、千曲川を望むビューポイントとして重点的に整備すること。また、上田城跡公園とは趣の異なる「八重桜」等の桜並木を形成し、夏場には来訪者が涼むことができる心地よい木陰(緑陰)を形成すること。<br>②北側の上田市周辺整備事業候補地沿いは建物の日影になるため植栽を極力避け、同候補地と一体となった『プロムナード(遊歩道)形式』とし、マルシェ等のイベント開催時に屋台やキッチンカー、簡易テント等が配置できるフラットな空間・設備(電源等)を整備すること。 | ご意見として承ります。                              |
| 273 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 130     | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | ア     | ⑤緑地帯   | 「盛土規制法に関する手引・技術的基準」より、法面の勾配は原則30度以下と記載がありますが、こちらの基準を準拠するという理解でよろしいでしょうか。<br>もし異なる場合は想定している法面勾配をご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 法令に遵守して計画してください。                         |
| 274 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 130     | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | ア     | ⑥遊歩道   | 上田市がご計画されている北側敷地の緑地公園に接続できる計画とするようご指示がありますが、周辺整備事業側の取合場所の位置、高さ、緑地公園のコンセプト等決定している事項をご教示お願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 本敷地の北東で接続できる計画としてください。なお、その他の事項は決まっています。 |
| 275 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 130     | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | ア     | ⑥遊歩道   | 敷地北側等の敷地外隣接部に歩道がある箇所について、敷地外歩道に隣接して敷地内遊歩道は必要でしょうか。敷地外に隣接歩道がある箇所は、敷地内遊歩道を設置しないことも可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 要求水準書(案)のとおりとします。                        |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |     |   |     | タイトル      | 質問・意見  | 回答                                                                                                                                                                             |                                                                                              |
|-----|--------------------------|-----|-----|-----|---|-----|-----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 276 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 130 | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | ⑥         | 遊歩道    | 「上田市が計画している北側敷地の緑地公園に接続できる計画とすること。」とありますが、接続想定位置は決定していますでしょうか。決定している場合、ご提示願います。                                                                                                | No274の回答をご参照ください。                                                                            |
| 277 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 130 | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | ア⑥<br>(ア) | 遊歩道    | 上田市様計画の緑地公園との接続を想定した上で、敷地内までが本事業の施工範囲と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                            | 貴社ご理解のとおりです。                                                                                 |
| 278 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 130 | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | イ         | ①盛土    | 浸水対策において、「現況地盤に対し、1.0m程度の嵩上げ」とありますが、既存インフラ(HPφ900等)の構造に及ぼす影響はないという認識で相違ないでしょうか。また、当該既存污水管の「規格」および「基礎構造」が確認できる資料(図面等)を開示いただけますでしょうか。                                            | 前段については、今後の事業者提案の内容により管の管理者含めて判断します。また、設計協議も必要となりますので、よろしくお願いたします。後段については、公告時に提示できる資料は提示します。 |
| 279 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 131 | 第3章 | 第1節 | 3 | (2) | イ         | ①計量室周辺 | 「①計量室周辺は、入口・出口車線ともに、計量機に乗らずに受付できるレーンを設ける。」と記載ございますが、受付ではなくメンテナンス車両等が計量機に乗らずに構内に侵入できるレーンの理解でよろしいでしょうか。                                                                          | 入口については貴社ご理解のとおりです。また、出口については、計量機を通過しない委託収集車両や許可業者車両も通過するレーンです。                              |
| 280 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 131 | 第3章 | 第1節 | 3 | (2) | ウ         | ①動線    | 「動線は、右回りを基本とし」と記載ありますが、車両が交差しないような配置であることを前提に、全体的に左回り、ないしは一部に左回り部が生じることもお認めいただけないでしょうか。                                                                                        | 要求水準書(案)のとおりとします。                                                                            |
| 281 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 132 | 第3章 | 第2節 | 1 | (1) | カ         | 設計方針   | バリアフリー性能の確保と記載がありますが、バリアフリー法で定められる建築物移動等円滑化誘導基準を満たす必要はないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                       | No269の回答をご参照ください。                                                                            |
| 282 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 133 | 第3章 | 第2節 | 2 | (5) | ク         | 建具     | 「建具(扉)のうち、エントランスなどは電動式とし」とありますが、職員用エントランスについては電動式ではなく手動式を採用してよろしいでしょうか。                                                                                                        | 要求水準書(案)のとおりとします。                                                                            |
| 283 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 133 | 第3章 | 第2節 | 2 | (6) |           | サイン    | 「視覚障がい者に対して、視覚障がい者誘導用ブロック、音響音声案内装置、点字等による案内板及び点字表示を動線に沿って適所に配置する。」とありますが、視覚障がい者誘導用ブロックは管理棟のエントランスから受付まで、見学エリアについては不要と考えてよろしいでしょうか。また、外部通路については施設入口から、管理棟エントランスまでと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。                                                                            |
| 284 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 134 | 第3章 | 第2節 | 3 | (1) | ウ         | 仕上計画   | 表3.1 外部仕上げ表(参考)に車庫棟、洗車場は外部仕上げ表の記載がないことから、事業者提案としてお認めいただけないでしょうか。                                                                                                               | 表3.1は参考であり、必要なものも含めて貴社提案となります。                                                               |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |     |   |      | タイトル | 質問・意見                     | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                |
|-----|--------------------------|-----|-----|-----|---|------|------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 285 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 134 | 第3章 | 第2節 | 3 | (1)  | エ    | 仕上計画                      | 表3.1 外部仕上げ表(参考)でアスファルト防水と記載がありますが、アスファルト防水以外の防水としてもよろしいでしょうか。<br>例えばシート防水や塗膜防水等の使用をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | No284の回答をご参照ください。              |
| 286 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 135 | 第3章 | 第2節 | 3 | 表3.2 |      | 内部仕上げ表(工場棟)(参考)           | 送風機は防音ラギングなどの防音対策を施工した上で炉室設置とし、送風機室は設置しないこととしてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 貴社ご提案を認めます。                    |
| 287 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 135 | 第3章 | 第2節 | 3 | (2)  | ク    | 仕上計画                      | 表3.2 内部仕上げ表(工場棟)(参考)で電気室タイルカーペットと記載がありますが、長尺シートまたはビニルタイルとしてもよろしいでしょうか、                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 表3.2は参考であり、必要なものも含めて貴社提案となります。 |
| 288 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 135 | 第3章 | 第2節 | 3 | (3)  |      | 表 3.2 内部仕上げ表<br>(工場棟)(参考) | 壁材の欄に「構造体表し」との記載がありますが、「壁材表し」と読み替えてよろしいでしょうか。(例: ALC版表し)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | No287の回答をご参照ください。              |
| 289 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 136 | 第3章 | 4   |   |      |      | 本施設の外観                    | 【タイトル】外観・夜間景観・屋上広場について<br>【意見の概要】施設外観は日中の景観調和に加え、プラントの機能美を活かした夜間照明(工場夜景)を計画し、さらに高さを活かした屋上広場を設けるなど、能動的な景観創出機能を要望いたします。<br>【意見の詳細】<br>景観への配慮を単に「目立たなくする」ことに留めず、夜間においても地域の新たな景観資源となるよう、周辺への光害に配慮しつつプラント施設ならではの力強さを活かした夜間照明(工場夜景)を計画すること。また、建物単体にとどまらず、アプローチを含めた敷地全体において市民が心地よさを感じられるランドスケープデザインとすること。その一環として、施設の高さを活かした『屋上広場(展望スペース)』等を設置し、上田地域の豊かな自然を一望できるビューポイントとして広く開放するなど、景観法に基づく積極的・能動的な景観創出の機能を持たせるよう事業者に求めてください。 | ご意見として承ります。                    |
| 290 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 136 | 第3章 | 4   |   |      |      | 本施設の外観                    | 【タイトル】建築物の色彩・外装計画について<br>【意見の概要】建築物の外装や色彩について、周辺環境と調和しつつも、環境教育の拠点にふさわしい清潔感とインフラとしての機能美を表現し、夜間照明にも映える計画とすることを要望いたします。<br>【意見の詳細】<br>色彩・外装計画にあたっては、建物の存在感を単に消すような消極的な計画にとどまらず、太郎山山系や千曲川といった周辺の自然環境と調和しつつ、本施設が地域にとって誇らしいランドマークとなるよう、美しく堂々とした佇まいとすること。<br>屋間の自然光の下での美しさに加え、夜間の魅力的な照明演出(工場夜景)による光の反射や陰影までを緻密に計算した、プラント施設としての機能美(インフラとしての力強さ)を表現できる質の高い素材・色彩計画を事業者に求めてください。                                                | ご意見として承ります。                    |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                        | 頁   | 項目  |     |   |     |              | タイトル                 | 質問・意見                                                                                                                                                                                   | 回答                                               |
|-----|----------------------------|-----|-----|-----|---|-----|--------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|     |                            |     | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ①           |                      |                                                                                                                                                                                         |                                                  |
| 291 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 138 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ①<br>E      | 灰出し設備室               | 「b.他の部屋とは隔壁により仕切り、気密性を確保する。」と記載ありますが、灰搬出時にシャッターを締め切らずに灰を車両に積み込む運用をお認めいただけないでしょうか。(車両の前方ないしは後方がシャッターから外に出ている形)                                                                           | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 292 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 138 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ①<br>F)e    | 中央制御室                | ①F)中央制御室のe.において、前室内に手洗いやエアシャワーを設置とありますが、同設備の事前使用を前提に前室外(炉室側)に設置してもよろしいでしょうか。                                                                                                            | 貴社ご提案を認めます。                                      |
| 293 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 139 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ①<br>G)c    | 電算機室(データロ<br>ガー室)    | タイルカーペット同等品以上の部材として、帯電防止機能を有した他の部材の使用もご提案可能でしょうか。                                                                                                                                       | 貴社ご提案を認めます。                                      |
| 294 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 139 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ①<br>J)c    | 諸室計画 ごみク<br>レーン操作室   | 「監視窓の洗浄を目的に、自動洗浄装置を設置すること」とありますが、延床面積制限遵守および事業費・機器メンテナンス負荷低減の観点から、自動洗浄装置ではなく、メンテナンスデッキを設け人力清掃も事業者提案としてお認めいただけないでしょうか。                                                                   | No173の回答をご参照ください。                                |
| 295 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務<br>編) | 139 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イJ)          | ごみクレーン操作室            | 「自動洗浄装置を設置すること。」とありますが、手摺等の転落防止対策を行ったうえで、点検歩廊からの手洗いによる洗浄に替えてもよろしいでしょうか。                                                                                                                 | No294の回答をご参照ください。                                |
| 296 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 140 | 第3章 | 第2節 | 5 | イ   | イ①<br>M)     | タービン発電機室             | 「蒸気タービン及び発電機のメンテナンス用として大扉を設けること」と記載ありますが、使用時に風で煽られて大扉が急開閉するリスクを鑑み、大扉をシャッターとすることもお認めいただけないでしょうか。                                                                                         | 貴社ご提案を認めます。                                      |
| 297 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 140 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ①<br>M)N)   | タービン発電機室、<br>非常用発電機室 | ①M)N)タービン発電機室及び非常用発電機室の天井が吸音材仕上げとありますが、この2室の仕上については、必要な場合に騒音解析上必要な面積分を設置とさせていただけないでしょうか。特にタービン発電機室についてはメンテナンスクレーンを設置するため、二層吹抜けとなります。そのため、経年により張替が必要になった場合、足場設置等大がかりな補修が必要となることを懸念しています。 | 要求水準書(案)のとおりとします。ただし、詳細については実施設計時に協議し決定するものとします。 |
| 298 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務<br>編) | 140 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イP)          | 排水処理室・水槽             | 直接水に浸かるタラップは、安全上の理由から原則行わないと考えていますが、水槽のタラップはなしとしてもよろしいでしょうか。                                                                                                                            | 貴社ご提案を認めます。                                      |
| 299 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 140 | 第3章 | 第2節 | 5 | イ   | イ①<br>Q)     | 燃料貯留槽                | P57に同設備について「地下埋設式」と記載いただいておりますが、コンクリートピット等で燃料の流出防止策を適切に行うことを前提に、防液堤は非設置とすることをお認めいただけないでしょうか。                                                                                            | 要求水準書(案)のとおりとします。                                |
| 300 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案)   | 140 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ<br>Q)<br>b | 燃料貯留槽                | 防液堤を設置とありますが、地下埋設式の場合は対象外と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                 | No299の回答をご参照ください。                                |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |     |   |     |        | タイトル      | 質問・意見                                                                                                                                                                                   | 回答                                         |
|-----|--------------------------|-----|-----|-----|---|-----|--------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|     |                          |     | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | ③      |           |                                                                                                                                                                                         |                                            |
| 301 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 141 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | ③      | セキュリティ    | 時間帯によって使用エリアを区分できるセキュリティを設置するようのご指示ですが、地域住民の方がご利用する時間帯は、P.2第1章第2節6基本方針に記載の日程・時間帯「月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分。休養日は、土曜日、日曜日、祝日、及び1月1日から3日まで」という理解でよろしいでしょうか。                                | 現段階では未定ですが、今後住民と協議して決定します。                 |
| 302 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 145 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ⑥     | トイレ       | トイレについて「f. 各階に設置すること。」とありますが、多目的トイレの設置階については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(平成18年法律第91号)に準拠した階数に適切に設置と考えてよろしいでしょうか。                                                                | 貴社ご理解のとおりです。                               |
| 303 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 145 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ      | ⑥トイレ      | 諸室仕様c.多目的トイレに、ベビーベッド(オムツ交換台兼用)を用意する旨ご指示ありますが、P.157第3章第4節5衛生設備工事(2)エにおいて「多目的トイレには、オムツ交換台及びベビーチェアを設けること」の記載があります。多目的トイレには、ベビーベッドとベビーチェアをセットで具備することで計画すればよろしいでしょうか。                        | 多目的トイレには、ベビーベッド(オムツ交換台兼用)とベビーチェアを具備してください。 |
| 304 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 146 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ⑦     | 浴室        | 「c. 普段の使用がどちらか1室に偏らないように、男女の使用区別を変更できるようにすること。」とあります。延床面積制限遵守および事業費低減の観点から、片方は浴槽とシャワーを備えた大型浴室、もう片方はシャワーのみを備えた小型浴室とするご提案をお認めいただけませんか。使用頻度の偏りによる設備劣化をご懸念されている意図かと思料しますが、実績上も支障無く運用できています。 | 貴社ご提案を認めます。                                |
| 305 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 146 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ      | ⑦管理棟      | 浴室はユニットバスとしてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                 | No304の回答をご参照ください。                          |
| 306 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 146 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ      | ⑦管理棟      | 浴室は設置せずシャワー室のみの設置をお認め頂いていただけませんか。                                                                                                                                                       | No304の回答をご参照ください。                          |
| 307 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 146 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ      | ⑦管理棟      | その他必要な諸室に記載のあるカッコ内の諸室は、参考という理解でよろしいでしょうか。<br>必要となる諸室があればご教示お願いいたします。                                                                                                                    | 「調理室」は削除しますが、それ以外は設置することとします。              |
| 308 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 146 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ      | ⑨その他必要な諸室 | その他必要な諸室に、「調理室」の記載がありますが、貴連合にて想定されている用途をご教示お願いします。                                                                                                                                      | No307の回答をご参照ください。                          |
| 309 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 147 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | ア<br>b | 計量棟       | 車両進入路側にはガードポールを設置とありますが、車両の衝突を防ぐ性能を有することを前提にガードの仕様については事業者の提案とさせていただきますもよろしいでしょうか。                                                                                                      | 要求水準書(案)のとおりとします。                          |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |     |   |     |   | タイトル | 質問・意見                                                                                                                                                                | 回答                                    |
|-----|--------------------------|-----|-----|-----|---|-----|---|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
|     |                          |     | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | イ |      |                                                                                                                                                                      |                                       |
| 310 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 147 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | イ | 車庫棟  | 延床面積制限遵守および事業費低減の観点から、運営事業者の必要な重機等を納める車庫棟については、任意設置としていただけないでしょうか。あるいは合棟の提案を可とし、床面積および台数は事業者提案としていただけないでしょうか。破碎選別施設等が無い場合、必要な重機等は限定的であり、工場棟内に格納スペースを確保するのが合理的と思料します。 | 貴社ご提案を認めます。                           |
| 311 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 147 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | イ | 車庫棟  | 「床面積350m2以上、駐車台数5台」と記載ありますが、運営事業者が必要な重機等を駐車することから、必要な重機の台数、規模等を運営事業者にて検討したうえで、規模、台数は事業者提案することをお認めいただけないでしょうか。                                                        | 貴社ご提案を認めます。                           |
| 312 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 147 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | イ | 車庫棟  | 車庫棟は別棟ではなく、工場棟や管理棟やランプウェイ等と合棟とすることもお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                   | 貴社ご提案を認めます。                           |
| 313 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 147 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | イ | 車庫棟  | 車庫棟の床面積350m2と要求がございますが、運営事業者にて必要台数を考慮し床面積を提案とすることをお認めいただけないでしょうか。                                                                                                    | 貴社ご提案を認めます。                           |
| 314 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 147 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | ウ | 洗車場  | 洗車場は独立建屋として設けるのではなく、工場棟プラットホーム内に設ける洗車スペースで賄うことをお認めいただけないでしょうか。                                                                                                       | No160の回答をご参照ください。                     |
| 315 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 147 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | ウ | 洗車場  | その他附属施設計画で洗車場の設置数「1棟」と記載されていますが、合棟または工場棟内部にスペースを設けても問題はないでしょうか。                                                                                                      | No160の回答をご参照ください。                     |
| 316 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 148 | 第3章 | 第2節 | 6 | (3) |   | 見学計画 | 「中古品・不用品の再生・保管・展示・交換ができるスペースを設置することとする。」とありますが、<br>①必要スペースの面積をご教示願います。<br>②このスペースの運営に関しては要求水準書運営・維持管理業務編(案)に記載がないため、貴連合にて運用するという認識でよろしいでしょうか。                        | 中古品・不用品の再生・保管・展示・交換ができるスペースの記述を削除します。 |
| 317 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 148 | 第3章 | 第2節 | 6 | (3) |   | 見学計画 | 「給水、給湯、加熱設備を備え、住民活動の場を提供できるスペース等を設置する」とありますが、これはP146の調理室のようなイメージでしょうか。また、住民活動用の給水、給湯、加熱設備の個数に指定がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。                                               | 加熱設備を備えた給湯室がある住民活動の場を想定しています。         |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁       | 項目  |     |   |      | タイトル | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 回答           |
|-----|--------------------------|---------|-----|-----|---|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 318 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 148     | 第3章 | 第2節 | 6 | (12) | 空調設備 | 見学者が利用する諸室には空調設備を設けることと記載がありますが、居室を除く諸室の空調設置の有無は事業者提案の理解でよろしいでしょうか。<br>例えば、トイレや脱衣所へのヒーター設置の有無は事業者提案でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                | 貴社ご理解のとおりです。 |
| 319 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 148-151 | 第3章 | 6   |   |      | 見学計画 | 【タイトル】見学動線・滞留機能の強化について<br>【意見の概要】見学動線を単なる通過型のルートに留めず、ビューポイントで景色や設備を眺めながら休息や飲食ができる「滞留機能」の強化を図ることを要望いたします。<br>【意見の詳細】<br>見学者が安全かつ快適に見学できる動線を計画するとともに、施設内における『滞留機能の強化』を図ること。具体的には、見学動線上や屋上広場等のビューポイントにおいて、見学者が景色やプラント設備を眺めながら休息や歓談ができるよう、ベンチや軽食がとれるテーブル等を効果的に配置すること。日常的に訪れ、長く滞在したくなる憩いと交流の空間(居場所)として計画するよう要求水準に明記してください。                                                    | ご意見として承ります。  |
| 320 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 148-151 | 第3章 | 6   |   |      | 見学計画 | 【タイトル】インフラツーリズム(特別な見学動線)について<br>【意見の概要】一般的な見学ルートに加え、インフラツーリズムの拠点としての活用を見据えた、プラントの深部や非日常的なスケール感を体感できる「特別な見学動線」の計画を要望いたします。<br>【意見の詳細】<br>ガラス越しの標準的な見学だけでなく、施設の魅力を最大限に発信できるように、安全管理と施設運営の合理性を両立させた上で、普段は立ち入ることのできないバックヤードやプラント内部を間近で視察できる特別な動線(ツアー等に対応可能なルート)を計画すること。<br>巨大な設備群が持つ非日常のスケール感やダイナミズムを直接体感できる空間設計を盛り込むことで、来訪者に強い感動を与え、廃棄物処理や資源循環への深い理解と関心を喚起する提案を事業者に求めてください。 | ご意見として承ります。  |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁       | 項目  |     |   |      | タイトル | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 回答                                                                                                                                                            |                                                       |
|-----|--------------------------|---------|-----|-----|---|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 321 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 148-151 | 第3章 | 6   |   |      | 見学計画 | <p>【タイトル】環境学習・展示(食育・鳥獣被害・食体験イベント)について</p> <p>【意見の概要】環境学習について、上田創造館と棲み分けを図り、蚕糸業や鳥獣被害の現実、食育をテーマとし、桑やジビエを用いた「食体験型イベント」の充実を図る実践的なプログラムを要望いたします。</p> <p>【意見の詳細】</p> <p>類似施設である『上田創造館』と棲み分け、本施設ならではの独自性を打ち出すこと。具体的には、上田の近代化を牽引した『蚕糸業』と自然生態系の歴史的背景の解説をはじめ、生ごみの有機肥料化と農業をリンクさせた『食育』、深刻な地域課題である『鳥獣被害』における捕獲鳥獣の『解体(命の活用)』や『廃棄処理』の現実など、ごみ処理施設ならではの地域に特化した展示とすること。さらにこれらの学びを深めるため、桑の利用やジビエの利用等を通じた「食体験型の環境教育イベント」の充実を図ること。設計にあたり、調理や試食が可能な多目的スペースの確保や、屋外プロムナード(キッチンカー誘致等)との動線連携を盛り込むよう求めてください。</p> | ご意見として承ります。                                                                                                                                                   |                                                       |
| 322 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 149     | 第3章 | 第2節 | 6 | (18) | イ②   | 廊下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 「廊下の有効幅員 180 cm以上とし、連絡通路については有効幅員 300 cm以上とすること。」とありますが、対象エリアは見学ルートに限ると考えてよろしいでしょうか。                                                                          | 見学ルートのほか、見学者が緊急時に避難するルートも含まれます。                       |
| 323 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 150     | 第3章 | 第2節 | 6 | (18) | ウ①   | 傾斜路                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 「段を併設する場合は」とありますが、「階段を併設する場合は」と読み替えてよろしいでしょうか。                                                                                                                | 貴社ご理解のとおりです。                                          |
| 324 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 150     | 第3章 | 第2節 | 6 | (18) | エ    | 見学者用階段                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 見学者が避難時のみの使用を想定している階段については、以下とすることをお認めいただけないでしょうか。<br>・階段の仕様(有効幅員、角度等)を機械室に設ける階段と同等する<br>※建築基準法施工例第23条の階段の種別における“(一)”および“(二)”は非適用<br>・運転員(運営・維持管理事業者)と階段を共用する | 要求水準書(案)のとおりとします。No322の回答もご参照ください。                    |
| 325 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 150     | 第3章 | 第3節 | 6 | (18) | エ①   | 階段                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 「有効幅員1.4m 以上、蹴上16 cm以下、踏面30 cm以上、蹴込み2 cm以下とすること。」とありますが、見学者の通常利用はしない二方向避難用の階段については、この限りでないと考えてよろしいでしょうか。                                                      | 見学者が利用する可能性が少しでもある場所については全て計画してください。No322の回答もご参照ください。 |
| 326 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 151     | 第3章 | 第2節 | 7 | (1)  | オ    | 基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 対象は、工場棟及び付属施設を含む全ての建築物とし、鉄筋コンクリート造以外の建築物の場合は鉄筋コンクリートを使用する部位・部材(基礎部分やスラブ等)と判断してよろしいでしょうか。また、建築物とならない構造物については対象外と判断してよろしいでしょうか。                                 | 貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。                           |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |     |   |     |   | タイトル | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 回答                          |
|-----|--------------------------|-----|-----|-----|---|-----|---|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 327 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 151 | 第3章 | 第2節 | 7 | (2) | オ | 構造計算 | <p>炉体鉄骨や復水器支持架及び排ガス処理設備支持鉄骨については、建築基準法上の建築物には該当ませんが、要求水準書本文の記載から、耐震計算にあたっては建築基準法におけるルート3(保有水平耐力の確認)に準じ、<math>Q_u/Q_{un} \geq 1.25</math>を確保することを要求されているものと解釈しております。この解釈で問題無いでしょうか。</p> <p>その際、炉体支持鉄骨については炉体を支持する階より上部に、機械設備工事にてその他機器、配管、ダクト類の支持架構および点検床等を設置しますが、その部分については、要求水準書 P42_9「地震対策(1)」に記載の「火力発電所の耐震設計規程」を適用して耐震計算を行うとの解釈でよろしいでしょうか。</p> | 貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。 |
| 328 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 151 | 第3章 | 第2節 | 7 | (2) | カ | 構造計算 | 「プラント機器を支持する構造体」とありますが、対象は、炉・ボイラ架構でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 貴社ご理解のとおりです。                |
| 329 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 151 | 第3章 | 第2節 | 7 | (2) | カ | 構造計算 | 「二次設計時の反力まで考慮」とありますが、反力作用時の構造体は、許容応力度設計に反映が必要でしょうか。それとも、保有耐力計算時に考慮すればよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。 |
| 330 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 151 | 第3章 | 第2節 | 7 | (2) | カ | 構造計算 | 上記の「二次設計時の反力」とは、前項(2)オに記載の $1.25Q_{un}$ に相当と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。 |
| 331 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 152 | 第3章 | 第2節 | 7 | (2) | キ | 構造計算 | 「回転機器の静荷重は自重の1.5倍以上」とありますが、「静荷重」を「動荷重」と読み替えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 貴社ご理解のとおりです。                |
| 332 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 152 | 第3章 | 第2節 | 7 | (2) | ク | 構造計算 | 「建築物の構造設計は、建築基準法第20条第二号建築物として設計」とありますが、三号または四号に該当する建物の場合も適用でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                               | 貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。 |
| 333 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 152 | 第3章 | 第2節 | 7 | (2) | ク | 構造計算 | 対象は「建築物」と記載されていますが「工場棟」との認識でよろしいでしょうか。法第20条の各号いずれに該当するかは各建築物の構造・規模より判断します。                                                                                                                                                                                                                                                                      | 要求水準書(案)のとおりとします。           |
| 334 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 152 | 第3章 | 第2節 | 7 | (2) | ク | 構造計算 | 災害時の応急対策活動や災害廃棄物の受入が可能な状態と記載がありますが、受入が可能な状態の判断基準をご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                | 発災後に運営事業者が行う専門的判断によります。     |
| 335 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 152 | 第3章 | 第2節 | 7 | (3) |   | 基礎構造 | 建物の安全性、耐震性等に影響が無いことを前提に、杭と直接基礎の異種基礎併用をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。 |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |     |   |     |   | タイトル       | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 回答                                              |
|-----|--------------------------|-----|-----|-----|---|-----|---|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|     |                          |     | 第3章 | 第3節 | 2 | (2) | ク |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                 |
| 336 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 154 | 第3章 | 第3節 | 2 | (2) | ク | 駐車場工事      | 屋根付き駐車場2台分とありますが、ケにおいて電気自動車充電エリアにも屋根付きを設けることになっています。ケの1台分は、ケの2台分に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 屋根付き駐車場2台分と電気自動車充電エリアの屋根付きは別になります。              |
| 337 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 154 | 第3章 | 第3節 | 2 | (2) | ク | 駐車場工事      | 「施設利用者が利用できる屋根付きの駐車場を2台分設置」とありますが、車いす用駐車場2台との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 貴社ご理解のとおりです。                                    |
| 338 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 154 | 第3章 | 第3節 | 2 | (3) | ア |            | 構内排水の浸透施設は、「上田市開発事業の規制に関する条例及び上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の取扱要領」に基づき、30年確立の降雨強度を採用するという理解でよろしいでしょうか。また、既存の構内排水の放流先が確認できる資料(図面等)を開示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 前段については、貴社ご理解のとおりです。<br>後段については、資料はありません。       |
| 339 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 154 | 第3章 | 第3節 | 2 | (4) | イ | 植栽・芝張工事    | 「敷地南側には、対岸住民の目隠しとなるよう高木を設置するものとする。なお、場所や種類等については、本連合と協議し決定するものとする。」とありますが、樹木の高さはどの程度を想定されているでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 環境影響評価をふまえた貴社ご提案によります。                          |
| 340 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 154 | 第3章 | 第3節 | 2 | (4) | エ | 植栽・芝張工事    | 「工場棟と周回道路の間には緑地帯を設けること。」とありますが、本緑地帯は周回道路から工場棟にアクセスする際に支障があること、また、緑地の保守に労力を要することから削除しないしは事業者提案可能とさせていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 要求水準書(案)のとおりとします。ただし、設置箇所については、実施設計における協議となります。 |
| 341 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 154 | 第3章 | 第3節 | 2 | (4) | エ | 緑地帯        | 工場棟と周回道路の間の可能な範囲に緑地帯を設けますが、薬品車やメンテ車両等、工場棟への車両の寄りつきが必要な最小限の個所を除くことをお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | No340の回答をご参照ください。                               |
| 342 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 154 | 第3章 | 第3節 | 2 | (3) | ア | 構内雨水排水設備工事 | 構内排水について「上田市開発事業の規制に関する条例及び上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の取扱要領」に基づき適切に計画することとなっていますが、さらに確認させていただきたい点があります。<br>「長野県 流域開発に伴う防災調節池等技術基準」に記載されている「第1条適用範囲 雨水流出機構の変化が予想される1ha以上の全ての開発においては、本基準に従って防災調節池その他の流出抑制措置を講ずるものとする。」という規定があります。今回、その基準を遵守し「雨水流出抑制施設」等を考慮する必要がないということをご確認しているとの理解でよろしいでしょうか。<br>長野県 建設部HP参照<br><a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/documents/bousaichousetsuchi270901.pdf">https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/documents/bousaichousetsuchi270901.pdf</a> | 各種法令及び技術基準に準拠し、雨水流出抑制策を計画してください。                |

## 資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |     |     |     | タイトル                                                                                 | 質問・意見                                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                                                       |                                       |
|-----|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 343 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 155 | 第3章 | 第4節 | 2・3 |     | 空調・換気設備を設計する外気温度条件として、「国交省営繕監修建築設備設計基準 設計用屋外条件」に記載の最寄りの都市である「長野」を条件として使用してよろしいでしょうか。 | 貴社ご提案を認めます。                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                          |                                       |
| 344 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 158 | 第3章 | 第4節 | 8   | (1) | エレベーター                                                                               | エレベーターの仕様は何人乗りを想定されているかご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                  | 見学人数を踏まえた貴社ご提案によります。                                                                                                                                                     |                                       |
| 345 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 158 | 第3章 | 第4節 | 8   | (2) | エレベーター設備工事                                                                           | 「停電や地震等の災害時に対応できる機種とすること。」とは、停電や地震時に最寄り階に停止、火災時に避難階に着床する仕様と考えてよろしいでしょうか。                                                                                | 地震時にはすぐに停止する仕様とし、火災時には貴社想定のとおりとします。                                                                                                                                      |                                       |
| 346 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 158 | 第3章 | 第5節 | 1   |     | 基本的事項                                                                                | 「ZEBの適用を念頭に」とありますが、ZEB_Ready、Nearly_ZEB、ZEBとといったいわゆるZEBのレベルについて、一番最高位のZEBの取得が必須ということや、あるいは認定機関の審査を受検するというのではなく、自主的にZEB_Readyに近づけるよう計画するという理解でよろしいでしょうか。 | 貴社ご提案によります。                                                                                                                                                              |                                       |
| 347 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 159 | 第3章 | 第5節 | 4   | (2) | イ                                                                                    | 電話・通信設備工事                                                                                                                                               | 「光通信及び構内LANケーブル」とありますが、光通信は主として「引き込み」部分を指し、敷地内において光配線を特に要望するものではないと考えてよろしいでしょうか。                                                                                         | 貴社ご理解のとおりです。                          |
| 348 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 160 | 第3章 | 第5節 | 4   | (3) | ウ①                                                                                   | 増幅器形式                                                                                                                                                   | 「一般放送・BS」とありますが、テレビ共聴のBS放送を拡声放送設備で音声だけ放送できるようにという主旨でしょうか。それとも、BGMという主旨でしょうか。                                                                                             | 貴社ご提案によります。                           |
| 349 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 160 | 第3章 | 第5節 | 4   | (6) | イ                                                                                    | インターホン設備                                                                                                                                                | 「管理施設のインターホンは中央制御室等に接続し、切り替え可能な仕様とすること。」とありますが、「切り替え可能な仕様」とは具体的に、どのような仕様でしょうか。中央制御室以外にも管理施設のエントランスやプラント施設の通用口インターホンと通話できるインターホン親機を設置する室を計画し、どちらの室でも応答できるようにするという主旨でしょうか。 | 貴社ご提案によります。                           |
| 350 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 160 | 第3章 | 第5節 | 4   | (8) |                                                                                      | 警備設備工事                                                                                                                                                  | 想定次第で相当数の範囲が対象になる可能性があるため、建物内の接地階に限定するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                   | 接地階に限らず、工場棟、計量棟、管理棟の建屋を範囲として計画してください。 |
| 351 | 要求水準書<br>設計・建設業務編<br>(案) | 160 | 第3章 | 第5節 | 4   | (8) |                                                                                      | 警備設備工事                                                                                                                                                  | 空配管を行うこととありますが、どの範囲をどのような警備を行うかで配管量が変わりますので、簡単な範囲や考え方をご教示ください。                                                                                                           | No350の回答をご参照ください。                     |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁   | 項目  |     |      |     | タイトル            | 質問・意見                                                                                                               | 回答                                                            |
|-----|--------------------------|-----|-----|-----|------|-----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|     |                          |     | 第3章 | 第5節 | 4    | (9) |                 |                                                                                                                     |                                                               |
| 352 | 要求水準書(案)<br>(設計・建設業務編)   | 160 | 第3章 | 第5節 | 4    | (9) | その他             | 想定次第で相当数の範囲が対象になる可能性があるため、電力の引き込み経路、通信の引き込み経路について予備配管の必要を検討するという理解でよろしいでしょうか。                                       | 貴社ご提案によります。                                                   |
| 353 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 9   | 第1章 | 第3節 | 17   |     | 保険への加入          | 貴連合が本施設の所有者として保険に加入する予定である一方、事業者も必要な保険に加入することとされています。貴連合が加入する保険をご教示願います。                                            | 建物総合損害共済に加入する予定です。                                            |
| 354 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 9   | 第1章 | 第3節 | 18   |     | 地域振興            | 「本施設の維持管理・運営に当たっては、構成市町村の住民に対する雇用促進のほか、構成市町村の企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること」とありますが、関心表明は必要でしょうか。                     | 入札公告で示します。                                                    |
| 355 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 12  | 第2章 | 第2節 | (3)  |     | 有資格者の配置         | 運営初年度に関してはエネルギー使用量の実績が不明のため、エネルギー管理員の配置は初年度の実績が確定する運営開始2年目以降に配置するという認識でよろしいでしょうか。                                   | 貴社での計画値をもとに、初年度から設置してください。                                    |
| 356 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 13  | 第2章 | 第2節 | 表2.1 |     | 維持管理・運営必要資格(参考) | 第2種電気主任技術者とありますが、高圧受電の場合、第3種電気主任技術者と読み替えてよろしいでしょうか。                                                                 | 表2.1の資格の種類については、参考として記載しているため第2節(1)～(5)の事項を遵守する範囲で貴社で設定して下さい。 |
| 357 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 13  | 第2章 | 第2節 | 表2.1 |     | 維持管理・運営必要資格(参考) | クレーンデリック運転士との記載がありますが、ごみクレーンの吊り上げ荷重が5t未満の場合は、クレーン運転特別教育の修了と読み替えてもよろしいでしょうか。                                         | No356の回答をご参照ください。                                             |
| 358 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 14  | 第3章 | 第2節 | 1    | (1) | ごみ処理手数料の徴収等     | 「(1) 運営事業者は、受付・計量業務による住民へのサービス等のレベルが既存ごみ焼却施設における同業務以上となるように対応すること。」とありますが、既存ごみ焼却施設の受付・計量業務において、具体的な業務についてご教示ください。   | 既存ごみ焼却施設の受付・計量業務については、貴社実績等を踏まえてご検討下さい。                       |
| 359 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 14  | 第3章 | 第2節 | 1    | (2) | 受付管理            | 「ごみの計量は、2回計量とすること。」とありますが、設計・建設業務編第1章第2節6 ①には委託収集車両・許可業者は1回計量、自己搬入車両は2回計量とするよう記載があります。設計・建設業務編の記載を正としてよろしいでしょうか。    | 貴社ご理解のとおりです。                                                  |
| 360 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 14  | 第3章 | 第2節 | 3    |     | 誘導・指示           | 「運営事業者は、全ての車両に対し、本施設内のルート及びプラットフォームなどのごみの降ろし場所について、誘導表示盤等を設置し、誘導・指示を行うこと。」とありますが、荷下ろしについては搬入者にて実施するという認識でよろしいでしょうか。 | 貴社ご理解のとおりです。                                                  |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |     |     | タイトル        | 質問・意見                                                                                                                                                                  | 回答                                                                    |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|     |                          |    | 第3章 | 第2節 |     |     |             |                                                                                                                                                                        |                                                                       |
| 361 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 14 | 第3章 | 第2節 | 4   | (1) | ごみ処理手数料の徴収等 | 「運営事業者は、現金等でごみ処理手数料の支払いをする者から、本連合が定める金額を本連合が定める方法で徴収すること。」とございますが、キャッシュレス決済の提案は可能でしょうか。キャッシュレス決済を導入する場合、それに係る手数料を事業者で予想することは困難なため、キャッシュレス決済に係る手数料は貴組合にてご負担いただけないでしょうか。 | 徴収方法については、提案を受けたくうえで実施設計時に協議するものとします。キャッシュレスの手数料については、貴社ご理解のとおりです。    |
| 362 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 14 | 第3章 | 第2節 | 4   | (1) | ごみ処理手数料の徴収等 | ごみ処理手数料の徴収は、運営事業者(特別目的会社)から委託あるいは再委託先の事業者が行うことも可能でしょうか。                                                                                                                | 可能です。                                                                 |
| 363 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 14 | 第3章 | 第2節 | 4   | (2) | ごみ処理手数料の徴収等 | 「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに(中略)収納すること。」とありますが、収納手段をご教示願います。また、代行サービス等の利用を提案する場合、収納条件等については貴連合と御協議のうえ、決定するという点でもよろしいでしょうか。                                           | 前段については、管理棟内の連合職員に直接手渡すことを想定していますが、実施設計での協議となります。後段については、貴社ご理解のとおりです。 |
| 364 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 15 | 第3章 | 第2節 | 5   |     | 受付          | 受付時間について、「原則として、月曜日から金曜日の8時30分から午後4時30分」との記載がありますが、昼休憩時間帯(午後0時～午後1時)も受入を継続すると考えてよろしいでしょうか。                                                                             | 12時から13時は受付を停止し、休憩時間とする予定です。                                          |
| 365 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 14 | 第3章 | 第2節 | 5   | (1) | 受付          | 受付時間は「月曜日から金曜日の8時30分から午後4時30分まで」とありますが、12時～13時等の時間帯に昼休憩による一時的な受入停止は想定されていますでしょうか。                                                                                      | No364の回答を参照してください。                                                    |
| 366 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 15 | 第3章 | 第3節 | (3) |     | 搬入管理        | 搬入物検査の際には、貴連合も立ち会われる予定でしょうか。また、不適物が発見された際の搬入者への指導は貴連合にて行われる予定でしょうか。                                                                                                    | 協議によるものとします。                                                          |
| 367 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 15 | 第3章 | 第3節 | (5) |     | 搬入管理        | 処理不適物について、原則持ち込んだ者による持ち帰りとした上で、「持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合の対応については、本連合と協議」とあります。最終的に事業者での適正処理が困難で外部委託等が必要になった場合、その処分費用は貴連合の負担と考えるとよろしいでしょうか。                       | 貴社ご理解のとおりです。                                                          |
| 368 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 15 | 第3章 | 第3節 | (5) |     | 搬入管理        | 「処理不適物等が残った場合の対応については、本連合と協議し」とありますが、運営事業者の計画条件としては、保管、積み込みまでの理解でよろしいでしょうか。                                                                                            | 貴社ご理解のとおりです。なお、連合が指示する保管場所(敷地内)までの搬送も運営事業者の範囲とします。                    |


資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |      |  | タイトル       | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                                             | 回答                                                                                   |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|------|--|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 369 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 15 | 第3章 | 第3節 | (6)  |  | 搬入管理       | 運営事業者は、動物(犬、猫、鹿、猪等)の死骸を受入れ、処理すること。なお、大型動物(主に鹿)の年間処理量は20～30頭程度である。」との記載がございますが、受入可能サイズを超える大型個体があるまま搬入された場合、プラットホーム等での解体作業は衛生管理上、実施が困難と考えております。つきましては、大型動物について、自治体側または委託された回収業者側で可能な範囲の前処理(切断等)を行ったうえで搬入いただく運用の検討は可能でしょうか。設備計画・衛生管理計画の検討に大きく関わるため、改めてご確認をお願い申し上げます。 | 個体のまま搬入されますので、その処理方法は運営事業者の提案によります。                                                  |
| 370 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 15 | 第3章 | 第3節 | (6)  |  | 搬入管理       | 大型動物以外の動物の死骸も含めた年間受入量について、実績がございましたらご提示頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                 | 現在提示している情報以外はありません。                                                                  |
| 371 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 15 | 第3章 | 第3節 | (6)  |  | 搬入管理       | 一般車両(市民)からの愛玩動物死骸の搬入はないとの理解で良いでしょうか。                                                                                                                                                                                                                              | 貴社ご理解のとおりです。                                                                         |
| 372 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 15 | 第3章 | 第3節 | (6)  |  | 搬入管理       | 動物の死骸の搬入荷姿についてご教示ください。また、焼却炉投入口に直接投入可能なサイズに解体処理する必要があると思料します。施設での解体処理業務については、衛生面への配慮から要員増員や備品、装備等の追加費用が想定されますので、予め解体された状態で搬入いただくことをご検討いただけないでしょうか。                                                                                                                | No369の回答を参照してください。                                                                   |
| 373 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 15 | 第3章 | 第3節 | (6)  |  | 搬入管理       | 「運営事業者は、動物(略)の死骸を受入れ、処理すること。」とありますが、その保管(冷蔵庫ないし冷凍庫の設置要否)、処理方法(投入場所等)は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                          | 貴社ご理解のとおりです。                                                                         |
| 374 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 24 | 第6章 | 第2節 | 表6.1 |  | 業務期間中の測定項目 | 排水(放流水)の分析は不要でしょうか。必要でしたら項目と頻度をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                           | 要求水準書(設計・建設業務編)第2節において、プラント排水は外部に排出しない無放流方式としており、生活系排水は下水道放流としています。そのため、放流水の分析は不要です。 |
| 375 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 24 | 第6章 | 第2節 | 表6.1 |  | 業務期間中の測定項目 | 悪臭の測定について、特定悪臭物質濃度の記載がありますが、測定対象項目と溶出基準値は設計・建設業務編(案)の「表1.10 悪臭基準値」記載の内容との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                            | 貴社ご理解のとおりです。                                                                         |
| 376 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 24 | 第6章 | 第2節 | 表6.1 |  | 業務期間中の測定項目 | 主灰及び飛灰処理物の測定について、重金属溶出試験の記載がありますが、測定対象項目と溶出基準値は設計・建設業務編(案)の「表1.6 飛灰処理物の溶出基準値」記載の内容という認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                | 貴社ご理解のとおりです。                                                                         |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                      | 頁  | 項目  |     |      |  | タイトル               | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                 |
|-----|--------------------------|----|-----|-----|------|--|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 377 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 24 | 第6章 | 第2節 | 表6.1 |  | 業務期間中の測定項目         | 表に記載ある主灰と飛灰処理物の放射性セシウム、放射性ヨウ素について、測定は可能ですが数値基準がございましたら、ご教示ください。<br>なお、数値が基準を超過した場合にも、本施設は放射性セシウム及びヨウ素の除去機能は有していないため、どのような対応を取れば良いのかも併せてご教示ください。<br>以前報道などありましたが、放射性医薬品の投与を受けた方の排泄物起因と考えられる放射性ヨウ素検出が起こる可能性はあるものと想定しております。 | 処分先に求められているため測定が必要なものです。<br>超過時には協議するものとします。                                                                                       |
| 378 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 24 | 第6章 | 第2節 | 表6.1 |  | 業務期間中の測定項目         | 作業環境基準のダイオキシソ類濃度が4回/年とありますが、設備に変更がない場合は、初回ダイオキシソ類濃度のD値を用いて粉じん濃度より算出する方法でよろしいでしょうか。                                                                                                                                       | 作業場の施設、設備、作業工程又は作業方法が、大幅な変更を行わない限り同じD値を使用しても問題ありません。ただし、大幅な変更内容については連合との協議によります。                                                   |
| 379 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 28 | 第8章 | 第5節 | (1)  |  | 見学者対応              | 「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行うこととし、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。」とありますが、要求水準書等で年間実績等が提示される予定でしょうか。提示する予定がない場合には想定される見学者規模をご教示ください。                                                                                            | 令和7年度における、社会科見学(小学校)の実績は次のとおりであり、参考としてください(3クリーンセンター合計)。<br>・受入人数:1,286人<br>・受入学校数:29校<br>・クラス数:52クラス<br>よって令和7年度は年間29回の受入れとなりました。 |
| 380 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 28 | 第8章 | 第5節 | (1)  |  | 見学者対応              | 「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行う」とありますが、見学予約も運営事業者の所掌範囲となりますでしょうか。                                                                                                                                                          | 貴社ご理解のとおりです。                                                                                                                       |
| 381 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 28 | 第8章 | 第5節 | (1)  |  | 見学者対応              | 「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行うこと」とありますが、見学は事業者提案で定時見学・予約型見学・自由見学等から選択するという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | 入札公告で示します。                                                                                                                         |
| 382 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案)   | 29 | 第8章 | 第9節 | (1)  |  | 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理 | 貴連合が準備される備蓄品(種類・数量・大きさなど)を想定されていたら、ご教示いただけないでしょうか。また、「備蓄品の管理」は貴連合にて行う旨記載がありますが、購入も貴連合が行うという認識でよろしいでしょうか。また、「入れ替え等の作業を手伝うこと」との記載がありますが、入れ替え時の購入についても貴連合で行い、あくまで運営事業者が行うのは運搬等の作業という認識でよろしいでしょうか。                           | 購入は上田市になりますが、管理する備蓄品は未定です。また、新規購入と入替えについては貴社ご理解のとおりです。                                                                             |
| 383 | 要求水準書(案)<br>(運営・維持管理業務編) | 29 | 第8章 | 第9節 | (1)  |  | 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理 | 「運営事業者は、本施設内に設置する防災備蓄庫の施設を管理するものとし、備蓄物そのものは本連合が管理するものとする。」とありますが、防災備蓄庫の大きさの検討のため、想定している備蓄品の内容、個数をご教示ください。                                                                                                                | No382の回答を参照してください。                                                                                                                 |

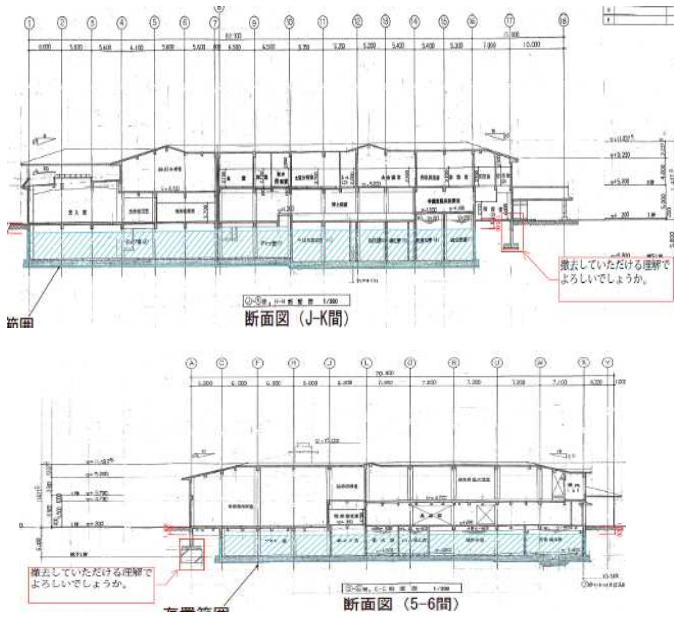
資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                    | 頁  | 項目  |     |     |  | タイトル                   | 質問・意見                                                                                                                                                                                                                                               | 回答                                                                                      |
|-----|------------------------|----|-----|-----|-----|--|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 384 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案) | 29 | 第8章 | 第9節 | (1) |  | 災害発生時の対応・<br>防災備蓄倉庫の管理 | <p>運営事業者は、本施設内に設置する防災備蓄庫の施錠を管理するものとし、備蓄物そのものは貴連合が管理するとの記載がございます。</p> <p>①要求水準書(案)設計・建設業務編に防災備蓄庫の記載が見当たりませんが、p146⑨その他 a.その他必要な諸室に含まれると理解して良いでしょうか。</p> <p>②防災備蓄庫の必要面積をご教示ください。</p> <p>③備蓄品は貴連合にてご準備されると理解して良いでしょうか。その場合、ご準備される備蓄品の種類と数量をご教示ください。</p> | <p>①貴社ご理解のとおりです。</p> <p>②公告時に提示できる資料は提示します。</p> <p>③No382の回答を参照してください。</p>              |
| 385 | 要求水準書<br>運営・維持管理業務編(案) | 29 | 第8章 | 第9節 | (1) |  | 災害発生時の対応・<br>防災備蓄倉庫の管理 | <p>「本施設内に設置する防災備蓄倉庫」との記載がありますが、「要求水準書設計・建設業務編(案)」には、「防災備蓄倉庫」の記述がありません。本施設内で計画すると考えてよろしいでしょうか。その場合、備蓄品は貴連合で準備・管理されるとのことですので、必要な面積や室内高さ、搬入開口の大きさなどご教示いただけますようお願いいたします。</p>                                                                            | No384の回答を参照してください。                                                                      |
| 386 | 添付資料1<br>事業実施区域        |    |     |     |     |  | 事業実施区                  | <p>添付資料7(周辺道路計画図)の敷地が正として計画してよろしいでしょうか。</p> <p>添付資料7では南東道路が敷地を縦断する計画となっているため、分断された孤島の敷地は事業者の整備範囲内に含まれますでしょうか。</p>                                               | <p>公告時に提示できる資料は提示します。</p> <p>事業者提案は可能ですが、提案が無い場合、道路で分断されてしまう部分は、上田市管理の土地となると考えています。</p> |
| 387 | 添付資料2<br>ユーティリティ状況     |    |     |     |     |  | ユーティリティ状況              | <p>電話、インターネットの引込位置をご提示いただけないでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                              | <p>協議によりますが、現在は、現清浄園建屋の北側(若干東より)から引き込んでいます。</p>                                         |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                 | 頁    | 項目 |  |  |  | タイトル       | 質問・意見                                                                                                                                                                                 | 回答                      |
|-----|---------------------|------|----|--|--|--|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 388 | 添付資料 2<br>ユーティリティ状況 |      |    |  |  |  | 都市ガス       | 事業実施区域外に都市ガスの位置が示されていますが、敷地周辺までの敷設は貴連合側で行う理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                               | 貴社ご理解のとおりです。            |
| 389 | 添付資料                | 添付-3 |    |  |  |  | 地質地盤状況     | 地質地盤状況について、ボーリングデータ以外実施されている現場透水試験、孔内水平載荷試験や室内土質試験などを含む地質調査報告書一式もご提示願います。                                                                                                             | 公告時に提示できる資料は提示します。      |
| 390 | 添付資料3<br>地質地盤状況     |      |    |  |  |  | 地質地盤状況     | 現場透水試験、孔内水平載荷試験、液状化検討結果などを確認したため、平成5年地質調査、及び令和4年度地質調査の報告書を開示いただけないでしょうか。                                                                                                              | 公告時に提示できる資料は提示します。      |
| 391 | 添付資料4<br>車両大きさ一覧    |      |    |  |  |  | 車両大きさ一覧    | No.3 灰出し コンテナフルトレーラーの長さ×幅×高さについて855cm×249cm×180cmとの記載がございますが、高さの180cmが他の車両に比べ低いように思われます。念のためご確認お願い致します。                                                                               | 現状は車検証の記載のとおりです。        |
| 392 | 添付資料5               |      |    |  |  |  | 可燃性粗大ごみ切断機 | 配置検討のため、添付資料5のCADデータをご提供いただけないでしょうか。                                                                                                                                                  | CADデータはありません。           |
| 393 | 添付資料5<br>可燃性粗大ごみ破砕機 |      |    |  |  |  | 可燃性粗大ごみ破砕機 | 要求水準書 設計・建設業務編(案)p.52第2章では可燃性粗大ごみ破砕機の能力が5.0t/h以上となっていますが、5.0t/5hの誤記でしょうか。                                                                                                             | 貴社ご理解のとおりです。            |
| 394 | 添付資料6<br>既存施設参考図面   |      |    |  |  |  | 既存施設参考図面   | 要求水準書P21.才.残存工作物の扱いについて、既存地下躯体を新設建物の基礎として本設利用することの検討にあたり、既存建物建設当時の地盤改良実績の有無が判断できる資料、改良体の地耐力について確認できる資料の情報をご提供いただけないでしょうか。またこれに限らず、貴連合の所有する既存施設に係る図面や施工時の記録等については、閲覧させていただくことは可能でしょうか。 | 公告時に提示できる資料は提示します。      |
| 395 | 添付資料6<br>既存施設参考図面   |      |    |  |  |  | 既存施設参考図面   | お示しいただいた既存施設の他に残置されているもの(例:鋼矢板及びグラウンドアンカーなど)が有りましたら、図面等においてその詳細をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                       | 鋼矢板及びグラウンドアンカーなどはありません。 |
| 396 | 添付資料 6<br>既存施設参考図面  |      |    |  |  |  | 既存施設       | 入札での設計に使用するため、建築確認申請における完成検査済証を含む申請資料を開示いただけるでしょうか。                                                                                                                                   | 公告時に提示できる資料は提示します。      |
| 397 | 添付資料 6<br>既存施設参考図面  |      |    |  |  |  | 既存施設       | 存置される地下躯体構造の施工された時のコンクリート強度等を確認したいため、コンクリートに関する施工報告書が現存していましたら開示していただけないでしょうか。                                                                                                        | 施工報告書はありません。            |

資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名                | 頁    | 項目 | タイトル    | 質問・意見                                                                                                                                                                      | 回答                   |
|-----|--------------------|------|----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 398 | 添付資料 6<br>既存施設参考図面 |      |    | 既存施設    | 既存建物の新築時に設置した山留材料は残置されているかご教示ただけないでしょうか。もし残置されている場合は残置範囲または材料等がわかる資料のご提示をお願いいたします。                                                                                         | 残置はありません。            |
| 399 | 添付資料 6<br>既存施設参考図面 |      |    | 既存施設    | 存置範囲のピット下は支持杭又は改良体は無いという理解でよろしいでしょうか。もしある場合は支持杭又は改良体の本数、仕様のご教示をお願いいたします。                                                                                                   | ピット下に支持杭又は改良体はありません。 |
| 400 | 添付資料 6<br>既存施設参考図面 |      |    | 既存施設撤去  | <p>断面図(J-K間) 17通り基礎、断面図(5-6間)A通り基礎は存置範囲から外れていますが、ほかの独立基礎も含めて撤去していただける理解でよろしいでしょうか。</p>  | 貴社ご理解のとおりです。         |
| 401 | 添付資料               | 添付-7 |    | 周辺道路計画図 | PDFの内容を含むCADデータをご提示願います。                                                                                                                                                   | 公告時に提示できる資料は提示します。   |
| 402 | 添付資料               | 添付-7 |    | 周辺道路計画図 | 敷地南側の細い道路の形状及び敷地東側の道路接続位置が変わる計画と思われませんが、こちらの計画図にて本事業敷地境界線をご提示願います。また、敷地面積もご教示願います。                                                                                         | 公告時に提示できる資料は提示します。   |

## 資源循環型施設整備・運営事業に係る実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書

| No  | 資料名               | 頁    | 項目 | タイトル    | 質問・意見                                                                                                           | 回答                         |
|-----|-------------------|------|----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 403 | 添付資料              | 添付-7 |    | 周辺道路計画図 | 敷地南側市道の拡幅工事について、本工事を着手する段階で完了していると考えてよろしいでしょうか。完了していない場合は、おおよそのスケジュール及び本工事に与える制約などがありましたらご教示願います。               | 未定であるため、公告時に提示できる資料は提示します。 |
| 404 | 添付資料7             |      |    | 周辺道路計画図 | 外構計画のため、添付資料7のCADデータをご提供いただけませんか。                                                                               | 公告時に提示できる資料は提示します。         |
| 405 | 添付資料7<br>周辺道路計画図  | 1    |    | 平面図     | 既設下水道管が敷地外の放流も受けて、敷地内を埋設している絵となっておりますが、本下水道管は敷地内の掘削作業等で盛替え等行うことは問題ないでしょうか。                                      | No278の回答をご参照ください。          |
| 406 | 添付資料 7            |      |    | 周辺道路計画図 | 北側が車道、南側が歩道の認識でよろしいでしょうか。(例：横断面図(4)N1No.8の5.5m⇒車道、3.2m⇒歩道)                                                      | 貴社ご理解のとおりです。               |
| 407 | 添付資料 7<br>周辺道路計画図 |      |    | 道路 擁壁   | 道路、擁壁の詳細図面、CADデータ及び計算書を開示いただけませんか。                                                                              | 公告時に提示できる資料は提示します。         |
| 408 | 添付資料 7<br>周辺道路計画図 |      |    | 土壌汚染    | 事業範囲内は、既存埋設物および土壌の汚染はなく、建設発生土の処分、原則場内処分とありますが土対法における要対策土ではないという認識でよろしいでしょうか。<br>不明の場合は、土壌汚染対策は工事範囲外としていただけませんか。 | 貴社ご理解のとおりです。               |